

学 生 便 覧

2016
(平成28年度)



長崎大学歯学部

目 次

I	はじめに（歯学部長 澤瀬 隆）	1
II	長崎大学歯学部の教育目標と沿革	3
III	履修方法等について	7
1	卒業に要する最低修得単位数等について	7
2	進 級	7
3	学務情報システム（Nu-Webシステム）について	8
IV	授業について	13
1	授業科目	13
2	授業出席調査	13
3	欠席届	13
4	レポート提出上の注意	13
5	学生による授業評価	13
V	考查・試験・成績等について	15
1	考查	15
2	定期試験	15
3	試験の受験資格について	15
4	追試験・再試験	16
5	成績評価	16
6	試験結果の発表	16
7	試験受験上の注意	16
8	不正行為に関する処置	17
9	共用試験（CBT, OSCE）について	17
VI	歯学部専門教育の内容	19
1	基礎系専門教育の内容	19
2	臨床系専門教育の内容	29
VII	学生への周知事項について	43
1	学年別担任教員制度について	43
2	掲示について	43
3	休学、復学、退学等の取扱いについて	43
4	欠席、住所等の届け出について	43
5	学生証について	44
6	各種証明書の発行について	44
7	授業料について	44

8	奨学金制度について	44
9	電話照会について	44
10	環境の整備について	45
11	健康診断について	45
12	台風等に対する休講措置について	45
13	福利厚生施設の利用について	45
14	通学方法等について	45
15	交通事故について	46
16	パソコンCALLシステムの使用について	47
17	ハラスメント防止委員会について	48
VIII	附属図書館医学分館の利用について	49
IX	歯科医師国家試験について	53
X	諸規則	55
1	長崎大学学則	55
2	長崎大学歯学部規程	75
3	歯学研究コースに関する申合せ	81
4	歯学研究コース報告書について	82
5	長崎大学歯学部試験実施細則	83
6	長崎大学歯学部の授業科目の試験における学生の不正行為に関する申合せ	84
7	歯学部再試験の評価方法について	85
8	専門教育科目の再履修に関する申合せ	86
9	臨床実習の評価及び修了認定に関する申合せ	87
10	卒業試験の実施及び評価に関する申合せ	88
11	臨床実習の履修要件に関する申合せ	89
12	長崎大学学則第28条第二号の適用に関する申合せ	90
13	成績優秀者及び授業料免除の学力評点計算に係る既修得科目（単位） 並びに編入学者の認定科目（単位）の取扱い	91
14	関連臨床医学科目的単位取得等に関する申合せ	92
15	統合科目的単位取得等に関する申合せ	93
16	共用試験（CBT, OSCE）の効力（合格）に関する申合せ	94
17	特別科目的単位取得等に関する申合せ	95
18	台風、積雪その他不測の事態に対する全学的休講措置の申合せ	96
19	学生の授業期間中における国内・国外の学会等への出席又は参加に 関する取扱い	98
20	長崎大学歯学部福利厚生施設規程	99
21	長崎大学歯学部福利厚生施設使用細則	100
22	学生控室及びロッカーハウスの使用心得	101
23	セミナー室の使用について	102
付録	歯学部配置略図（建物平面図）	103

I　は　じ　め　に

I はじめに

歯学部長 澤瀬 隆

ようこそ長崎大学歯学部へ

新入生の皆さん、長崎大学歯学部ご入学おめでとうございます。教職員一同、心から歓迎いたします。

長崎大学歯学部は1979年我が国で最後に設立された歯学部で、本年度入学されたみなさんは第37期生ということになります。これまでに本学を卒業した卒業生は1800名を超え、広く地域歯科医療を支えるばかりでなく、行政、教育・研究と幅広い分野で活躍しています。

これから大学生生活の一歩を踏み出される皆さん、それぞれの想いで本学歯学部を志して来られたことと思います。昨年度、国立大学では文部科学省の命を受け「ミッションの再定義」が行われました。それぞれの大学の強み・特色・社会的役割（ミッション）を再確認し、さらに一層の強化を図ることを意図したものです。その中で長崎大学歯学部のミッションを要約しますと、

- ① 先進的な歯科口腔医療に対応できる幅広い知識と基本的技能を身につけた人材を育成する。
- ② これまでの研究実績を活かして、特色ある領域について国内外での拠点化を目指す。
- ③ 多職種連携による、超高齢社会に対応した新たな歯科医療モデルを構築する。

とし、大学の3本柱である、教育、研究、臨床について挙げています。この中で特に注目していただきたいのは3番目の項目です。ご存じの通り我が国は高齢化率が25%を超える世界の最長寿国で、超高齢社会のフロントランナーを走っています。これは歯科医療にも疾病構造の変化をもたらし、一般的にイメージされる“むし歯を治す歯科医師”だけでなく“食べることを司る口腔医療の担い手”としての役割が求められるようになってきています。日本人の平均寿命が女性で86歳、男性も80歳を超える一方で、日常生活に制限のない期間とされる健康寿命はそれより約10年短いことが報告されています。これからの歯科医師には、口腔の健康を通して全身の健康に貢献することが期待されているわけです。新たなフィールドのためにはより多くのことを学ばなければなりません。しかし皆さんが力を発揮できる場が大きく広がっていることも確かなことです。口の中を通して全身を診ることができる歯科医師、そしてそれに貢献できる歯学研究者を目標にともに学んでいきましょう。

現在歯学部では、創立以来代々使われてきた講義室、実習室の大改修が進んでいます。皆さんが教養教育を経て坂本キャンパスで本格的に学ぶ時には、真新しい椅子と机が迎えてくれることでしょう。志を持って新しい長崎大学歯学部の扉を開いてくれることを心から祈念致します。

II 長崎大学歯学部の教育目標と沿革

II 長崎大学歯学部の教育目標と沿革

(1) 教育目標

長崎大学歯学部は教育基本法の精神に則り、歯学を教授研究し、歯学の発展と地域歯科医療の向上に寄与することを目的として、昭和54年10月1日に創設された。

本学部の教育目標は、大学教育における基本的教養と専門の基盤となる幅広い知識を修得させるとともに、歯学に関する高度の専門知識を修得させ、責任感と社会性を身に付けた歯科医師及び創造性豊かで的確な判断力と洞察力を有する歯学研究者を養成することである。具体的には、6年間の歯学教育を通して、人間性豊かな人格形成と、人類の進歩に貢献できる意欲と才能を養うことを目指し、患者さんの安心感と信頼感を得られるような、歯科医師としての基本を身につけさせることをその教育方針としている。

この目標を達成するために、本学部において6年間を通じて以下のようないくつかの教育を行う。まず、全学教育は、大学教育における基本的教養を会得させ、併せて専門科目に対する幅広い基盤を理解させることを目的として教授する。これらを並行して、歯科医学の専門的知識と歯科医療に関する基本的態度と各種専門技能を教授するため、基幹となる22研究分野（顎顔面解剖学、細胞生物学、生体情報科学、口腔分子生物学、口腔病理学、口腔病原微生物学、歯科薬理学、生体材料学、分子硬組織生物学、歯科法医学、口腔保健学、歯科矯正学、小児歯科学、齲歯学、歯周病学、口腔インプラント学、歯科補綴学、口腔腫瘍治療学、顎口腔再生外科学、頭頸部放射線学、歯科麻酔学、総合歯科臨床教育学）がこれを担当する。

また、患者を対象とした臨床実習は長崎大学病院（歯科系診療部門）において行う。

(2) 沿革

- 昭和52年4月 ○ 歯学部創設準備室長に文部事務官閻實事務局長が就任
- 昭和53年4月 ○ 歯学部創設準備室長に文部教官佐々木元賢（医学部口腔基礎医学講座教授）が就任
- 昭和54年7月 ○ 歯学部附属病院長予定者として入江通暢を選出
- 昭和54年10月 ○ 長崎大学歯学部創設
○ 文部教官佐々木元賢初代学部長に就任
○ 歯科矯正学講座（入江通暢教授）、口腔外科学第一講座（佐々木元賢教授）開設
○ 医学部附属病院歯科口腔外科において暫定診療を開始
- 昭和55年4月 ○ 歯学進学課程学生第一回生80名を受入
○ 歯科理工学講座（安田克廣教授）、口腔生理学講座（佐藤俊英教授）、歯科保存学第一講座（松元仁教授）開設
○ 歯学部附属病院創設準備室設置文部教官入江通暢創設準備室長に就任
○ 医学部附属病院歯科口腔外科において矯正歯科診療部門、保存科診療部門、口腔外科診療部門の診療開始

- 昭和56年4月 ○ 口腔解剖学第一講座（村上守良教授）、口腔解剖学第二講座（高野邦雄教授）、口腔生化学講座（桂暢彦教授）、口腔病理学講座（岡邊治男教授）、口腔細菌学講座（渡邊継男教授）開設
- 昭和56年10月 ○ 文部教官佐々木元賢歯学部長に再任
- 昭和56年11月 ○ 歯学部・同附属病院新営竣工
- 昭和57年4月 ○ 歯科薬理学講座（加藤有三教授）、予防歯科学講座（高木興氏教授）、歯科保存学第二講座（加藤伊八教授）、歯科補綴学第一講座（熱田充教授）、歯科放射線学講座（山田直之教授）開設
○ 歯学部附属病院設置
○ 文部教官入江通暢歯学部附属病院長に就任
○ 予防歯科、矯正歯科、第一保存科、第二保存科、第一補綴科、第一口腔外科、歯科放射線科の7診療科が診療開始
○ 新営棟にて歯学部専門課程の授業開始
- 昭和58年4月 ○ 小児歯科学講座（後藤讓治教授）、歯科補綴学第二講座（藤井弘之教授）開設
○ 小児歯科、第二補綴科の2診療科が診療開始
○ 歯学部福利厚生施設開館
- 昭和58年10月 ○ 文部教官佐々木元賢歯学部長に再任
- 昭和59年4月 ○ 口腔外科学第二講座（井口次夫教授）開設
○ 文部教官入江通暢歯学部附属病院長に再任
○ 第二口腔外科の診療科が診療開始
- 昭和59年12月 ○ 臨床実習の開始に伴い総合診療室での診療開始
- 昭和60年4月 ○ 附属病院障害者歯科治療室開設
- 昭和60年8月 ○ 文部教官高木興氏歯学部附属病院長に就任
- 昭和60年10月 ○ 文部教官佐々木元賢歯学部長に再任
- 昭和61年3月 ○ 歯学部専門課程第一回生卒業
- 昭和61年4月 ○ 大学院歯学研究科（定員18名）設置
- 昭和62年8月 ○ 文部教官藤井弘之歯学部附属病院長に就任
- 昭和62年10月 ○ 文部教官高木興氏歯学部長に就任
- 平成元年8月 ○ 文部教官加藤伊八歯学部附属病院長に就任
- 平成元年10月 ○ 文部教官岡邊治男歯学部長に就任
- 平成2年3月 ○ 大学院歯学研究科第一回生修了
- 平成3年8月 ○ 文部教官加藤伊八歯学部附属病院長に再任
- 平成3年10月 ○ 文部教官岡邊治男歯学部長に再任
- 平成4年3月 ○ 歯学部教育研究棟新営竣工
- 平成4年4月 ○ 歯科麻酔科の診療科設置
- 平成5年8月 ○ 文部教官松元仁歯学部附属病院長に就任
- 平成5年10月 ○ 文部教官加藤伊八歯学部長に就任

- 平成7年4月 ○ 文部教官熱田充歯学部附属病院長に就任
- 平成7年10月 ○ 文部教官加藤伊八歯学部長に再任
- 平成9年4月 ○ 文部教官水野明夫歯学部附属病院長に就任
○ 特殊歯科総合治療部設置
- 平成9年10月 ○ 文部教官加藤有三歯学部長に就任
- 平成11年4月 ○ 大学院歯学研究科社会人特別選抜（昼夜開講制）学生受入開始
○ 文部教官熱田充歯学部附属病院長に就任
- 平成11年10月 ○ 文部教官加藤有三歯学部長に再任
○ 大学院歯学研究科社会人・外国人留学生特別選抜（秋季入学）開始
- 平成12年2月 ○ 歯学部創立20周年記念式典挙行
- 平成13年4月 ○ 文部科学教官熱田充歯学部附属病院長に再任
- 平成13年10月 ○ 文部科学教官熱田充歯学部長に就任
○ 文部科学教官藤井弘之歯学部附属病院長に就任
- 平成14年4月 ○ 医学、歯学及び薬学研究科を再編統合して大学院医歯薬学総合研究科を設置
(4専攻、8講座)
(医療科学専攻：病態解析・制御学、発生分化機能再建学講座、健康予防科学講座、新興感染症病態制御学系専攻：感染分子病態学講座、放射線医療科学専攻：放射線生命科学講座)、生命薬科学専攻：分子創薬科学講座、環境薬科学講座、臨床薬科学講座
- 歯学部歯学科を講座制から3大学科目制へ移行
(顎口腔生体科学、顎口腔環境科学、顎口腔再生医療科学)
- 11診療科から4大診療科（総合歯科、顎・口腔歯科、専門歯科、診断管理科）
へ再編成及び初期治療部の設置
- 平成15年10月 ○ 歯学部附属病院と医学部附属病院を統合し、医学部・歯学部附属病院を設置
(歯学部附属病院の診療部門は、歯科系診療部門となる)
- 文部科学教官熱田充歯学部長に再任
- 平成16年4月 ○ 国立大学法人法により、国立大学法人長崎大学が長崎大学を設置
○ 病態解析・制御学講座に歯学系の1分野を設置（臨床病態生理学（旧歯科麻酔学））
- 平成17年10月 ○ 六反田篤歯学部長に就任
- 平成18年4月 ○ 大学院医歯薬学総合研究科の講座再編
(医療科学専攻：生命医科学講座、社会医療科学講座、展開医療科学講座、新興感染症病態制御学系専攻：感染免疫学講座、放射線医療科学専攻：放射線生命科学講座、放射線障害医療学講座、生命薬科学専攻：分子創薬科学講座、環境薬科学講座、臨床薬学講座)
- 平成18年5月 ○ 大学院歯学研究科廃止
- 平成19年10月 ○ 林 善彦歯学部長に就任

- 平成21年4月
 - 林 善彦歯学部長に再任
 - 学部附属の病院から、大学直轄の病院となる、名称を長崎大学病院と変更
 - 卒前・卒後歯学臨床教育担当教授を配置
- 平成21年10月
 - 歯学部創立30周年記念式典挙行
- 平成23年4月
 - 林 善彦歯学部長に再任
- 平成24年4月
 - 生命医科学講座に分子硬組織生物学を設置
- 平成25年4月
 - 中山浩次歯学部長に就任
- 平成26年4月
 - 総合歯科臨床教育学を設置
- 平成27年4月
 - 澤瀬 隆歯学部長に就任
 - 社会医療科学講座に歯科法医学を設置

III 履修方法等について

III 履修方法等について

歯学部（以下「本学部」という。）の専門教育科目はすべて必修科目となっており、教養教育科目の履修方法と異なる点が多いので、本便覧に掲載している諸規則等を熟読し、進級資格を正しく理解し、6年間の修学で卒業するよう努めて下さい。

また、本学部のカリキュラムは積み重ね方式となっていることから、選択の自由はなく、授業時間割どおりの履修が義務付けられています。

なお、学部規程の適用については、当該年度の入学時に配付された学生便覧で取り扱われるので注意してください。

1 卒業に要する最低修得単位数等について

本学部に6年以上在学し、教養教育科目及び専門教育科目の最低修得単位数（学部規程の別表第1）以上を修得し、臨床実習終了後に実施する卒業試験に合格しなければならない。

(1) 平成28年度入学者

学部規程の別表第1（P 9）により所定の単位を修得しなければなりません。また、専門教育の授業科目は、学部規程の別表第2（P 10～P 11）により修得しなければなりません。

2 進級

(1) 平成28年度入学者

① 第3年次への進級

第2年次末までに別表第1の教養教育科目の最低修得単位数以上を修得（標準履修年次が第3年次である授業科目を除く。）及び別表第2の授業科目のうち標準履修年次が第1年次及び第2年次である授業科目の単位を修得していなければ進級することができない。

② 第4年次への進級

第3年次末までに教養教育科目のうち標準履修年次が第3年次である授業科目の単位並びに別表第2の口腔生命科学総論、口腔生命科学各論Ⅰ、総合科目及び関連臨床医学科目の区分に属するすべての授業科目並びに口腔生命科学各論Ⅱのうち衛生学及び同実習の単位を修得していなければ、第4年次へ進級することができない。

③ 第5年次への進級

第4年次末までに専門教育科目区分（同規定別表第2）の口腔生命科学各論Ⅱ及び専門教養科目の区分に属するすべての授業科目の単位を修得していなければ、進級することができない。

④ 臨床実習の履修要件

臨床実習を履修するためには、専門教育科目区分（同規程別表第2）に掲げるすべての授業科目（ただし、臨床実習、特別科目及び研究科目的区分に属する授業科目を除く。）の単位を修得し、別途実施する共用試験（C B T 及び O S C E）に合格していなければならない。

3 学務情報システム（Nu-Web システム）について

平成 22 年 4 月から、Nu-Web システムが導入され、一部の手続きについては、窓口を訪問することなくシステムを通じて行なうことが可能となりました。これは、学内のネットワークに接続されたパソコンを利用して、画面上で履修登録・変更を行ったり、シラバスや各種掲示板情報を参照できるものです。

歯学部においては、前述したように専門教育科目はすべて必修科目となっており Nu-Web システムを利用して専門教育科目の履修登録自体を学生が入力する必要はありません。しかし、1・2 年生で履修する教養教育科目については Nu-Web システムを利用して入力を行う必要があります。3 年にも Advanced English の登録が必要。

利用期間や利用可能パソコン等は、学務係からお知らせします。

4 LACS（主体的学習促進支援システム）について

平成 26 年 4 月から本格運用が開始されたシステムで、学生の皆さんの主体的な学びを確立するため、長崎大学で構築を行っている教育支援システムです。今後、各種ポートフォリオの作成機能等や学習成果の分析・可視化機能等の実装が計画されています。

LACS を利用するには Web ブラウザで LACS にアクセスし、長大 ID を用いてログインする必要があります。LACS 上の授業（コース）への登録は、NU-Web の履修登録と連動して行われるようになっています。NU-Web への履修登録の翌日までには LACS 上の授業（コース）へ登録が行われます。LACS の利用にあたっては、Web ブラウザとして Firefox の利用を推奨します。デスクトップに用意されたアイコンなどから Firefox を起動します。

LACS へアクセスするには、Web ブラウザで下記の URL を直接入力するか、Google 等の検索エンジンで「LACS ログイン」と検索し下記 URL を探してください。

<https://lacs.nagasaki-u.ac.jp>

下線部はアルファベット小文字で lacs（エル・エイ・シー・エス）となります。

別表第1

教養教育科目及び専門教育科目の最低修得単位数

授業科目の区分		単位数		
教養教育科目	教養基礎科目	教養ゼミナール科目	1	
		情報科学科目	2	
		健康・スポーツ科学科目	1~2	
		キャリア教育科目	0~1	
		地域科学科目	1	
		外国語科目	英語	8
			初習外国語	4
	小計		18	
	モジュール科目	全学モジュールⅠ科目	6	
		全学モジュールⅡ科目	6	
		学部モジュール科目	10	
		小計	22	
専門教育科目	自由選択科目	自由選択科目	2	
		小計	2	
	計		42	
	口腔生命科学総論		27	
	口腔生命科学各論Ⅰ		11.5	
	口腔生命科学各論Ⅱ		31.5	
	臨床実習		43	
	統合科目		20	
	総合科目		11.5	
	特別科目		1	
関連臨床医学		6.5		
専門教養科目		1		
計		153		
合計		195		

別表第2

専門教育科目の区分、名称、単位数及び標準履修年次

専門教育科目（関連臨床医学）

授業科目の区分	授業科目	単位数 (必修)	標準履修年次	学期
関連臨床医学	内科学総論	1	3	前期
	外科学総論	0.5	3	前期
	内科学各論	内科 学 1 内科 学 3 血液学 感染症学	1	3 後期
	外科学各論	外科学 1 外科学 2	1	3 後期
	隣接医学 I	皮膚科学 眼科学 耳鼻咽喉科学 整形外科学 形成外科学	1	3 後期
	隣接医学 II	小児科学 産科婦人科学 泌尿器科学 精神神経科学 脳神経外科学	1	3 後期
	隣接医学 III	人類遺伝学 法医学	1	3 後期

IV 授業について

IV 授業について

1 授業科目

専門教育科目の区分、名称、単位数及び標準履修年次は、長崎大学歯学部規程別表第2に規定されています。ただし、統合科目及び特別科目については、学年の始めに告示します。

2 授業出席調査

出席の調査は、出席管理システムにより行われます。学生証による認証となりますので学生証を忘れないよう携帯してください。学生証を忘れたり紛失した場合は所定の用紙に記入し、授業担当教員へ提出してください。

3 欠席届

欠席については、忌引、病気、その他やむを得ない理由（災害等）のため欠席した者は、2週間以内に所要の証明書を添えて欠席届を学務係に提出してください。欠席届には欠席の理由を必ず書かなければなりません。

なお、欠席届の用紙は学務係にあります。

欠席届に添付する証明書は、日付が明記されている書類を用意してください。

- ＜例＞ 病気の場合 ・・・・・・ 診断書等
忌引きの場合 ・・・・・・ 会葬御礼のカード等
その他の場合 ・・・・・・ 証明書等

4 レポート提出上の注意

授業に関するレポートは、原則として学務係事務室前のレポート提出箱に提出することになりますが、担当教員によっては別の提出先（各研究分野のメールボックス、教員室、LACSでの提出等）を指定する場合があります。提出期限を過ぎたレポートや提出先を誤った場合は、学務係では受け付けません。各自が当該教員へ連絡をとり対処してください。

5 学生による授業評価

学生による授業評価は、授業内容や方法について学生のみなさんから評価を受け、その結果を授業改善につなげていくことを目的としています。最近の大学教育の場では、教育改善に向けた種々の取組みが行われており、長崎大学における学生による授業評価も、このような取組みの一環として実施されます。

評価項目は、全学共通で設けられた評価項目に加えて、各授業科目の内容にあわせた評価項目が設定されることになります。学生のみなさんには、シラバスに記載されている各授業の目標やねらいが実際の授業において達成されたかどうか、あるいは教材や授業方法が適切なものであったかどうか、といった点について評価してもらいます。従って、授業を真剣に受けるとともに、

大学教育の改善という大きな視点から評価できるよう、素直に、真摯な態度で臨んでください。

なお、授業評価は、学期途中、学期末のいずれか、あるいは両方の時期に実施されます。また、2年にまたがる授業の場合は、最終の学期末等に実施されることもあります。

V 考査・試験・成績等について

V 考査・試験・成績等について

1 考査

授業科目の単位認定は、考査の結果に基づいて行われます。

考査は、定期試験、口頭試問、レポート、作品提出など各科目の総合的な審査（成績評価の審査）のことです。

考査に合格したときに単位が認定されます。考査は、前期末及び後期末に実施される定期試験によって行われるのが原則ですが、口頭試問、レポート、作品提出等により行われることもあります。

また、成績評価には、平素の学業成績及び出席状況等が考慮される場合もあります。

2 定期試験

定期試験は、学期末（定期試験期間）に行われる試験のことです。定期試験は、授業時間割とは別に試験時間割が発表されますので、その試験時間割に従って受験しなければなりません。

ただし、授業科目によっては、定期試験期間外に定期試験に代わる試験が実施されることもあります。定期試験期間外の試験及びレポート提出等については、授業中又は掲示等によって指示されますので授業に出席し、かつ掲示をよく見るようになります。

なお、定期試験を無断欠席し、追試験の願い出を行わなかった者は、試験の受験資格を失うことになりますので注意してください。

3 試験の受験資格について

受験資格を取得するためには、次の条件を満たさなければなりません。

なお、受験資格に関して授業の出席時間数に疑義がある場合は、各自、授業終了日までに授業担当者に問い合わせてください。

① 講義の授業科目

授業を行った時間数の2／3以上出席した者

② 演習、実験及び実習の授業科目

授業を行った時間数の3／4以上出席した者

③ 講義、演習、実験又は実習のうち2以上の方法の併用により行う授業科目（例えば、「解剖学及び同実習」）

授業を行った時間数の3／4以上出席した者

上記に規定したとおり受験資格を取得できなかった者は、翌年度当該授業科目を再履修し、受験資格を取得しなければなりません。

4 追試験・再試験

＜追試験＞（歯学部試験実施細則第3条）

病気、忌引、その他やむを得ない理由（災害等）により定期試験を受けることができなかった者は、欠席届に次の書類を添付して、所定の期日までに届け出なければならない。

ただし、欠席の理由によっては受理されない場合があり、追試験を実施しないことがある。

病気の場合 ・・・・・・ 診断書等

忌引きの場合 ・・・・・・ 会葬御礼のカード等

その他の場合 ・・・・・・ 証明書等

※ 本人の不注意（寝過し、時間割誤認など）によるものについては、追試験は認められません。

○ 定期試験期間外に実施された定期試験に代わる試験を何らかの理由で受けられなかつた者は、その理由を担当教員に申し出てください。この場合の取り扱いは各授業担当教員の判断にまかせられていますが、必ずしも追試験に準じ、定期試験期間外の追試験が認められるとは限りませんので注意してください。

＜再試験＞（歯学部試験実施細則第4条）

定期試験又は追試験に合格しなかつた者に対して、再評価のため行われる試験のことです。

再試験は1回を限度として、学期末の再試験期間に実施しますが、授業科目の開講される年次によつては他の時期に実施されます。この場合においても当該科目の再試験は1回を限度とします。

なお、再試験に合格しなかつた者は、当該授業科目を再履修（専門教育科目の再履修に関する申し合わせ第1項第3号）しなければなりません。

5 成績評価

成績評価（規程第12条）は、個別評価で行います。

個別評価は一つの授業科目について受験資格取得後、試験の結果、AA（90点以上）、A（89点～80点）、B（79点～70点）及びC（69点～60点）の成績評価を受けた者について、当該授業科目に合格したものと判定する方法です。

6 試験結果の発表

試験結果の発表（同細則第6条）は、原則として試験終了後一週間以内に掲示により通知しますので、本人が確認してください。見落とし、誤認等がないよう十分注意してください。また、成績結果に疑義がある場合は、発表後一週間以内に担当教員に問い合わせてください。

なお、本学部の専門教育の成績を直接学生へ交付します。前期は10月初旬、後期は4月初旬以降の予定です。

7 試験受験上の注意

(1) 不正行為と見なされるような態度をとってはいけません。

(2) 不正行為を行つた事実の認定が歯学部学生委員会で行われた場合は、学則及び関係規則等に

よって厳重な処分（その期に履修した全授業科目の試験を無効とする等の処置）を行います。

- (3) 受験する者は、試験開始時刻以前に着席し、学生証を指示された場所（机上右上）に置いてください。
- (4) 学生証を提示しない者は、試験を受けることができませんので、万が一学生証を忘れた者は、試験開始前に学務係に申し出て、仮学生証の交付を受ける必要があります。
- (5) 試験室に入室する際は、携帯電話を始めとする通信機器の電源を必ず切ってから入室してください。
- (6) 入室後は、指定された場所（学生番号順）に着席してください。
- (7) 答案用紙の配布を受けたときには、必ず「学生番号・氏名」を所定の箇所に記入してください。無記名の答案は、無効となる場合があります。
- (8) 試験開始後 20 分までの遅刻者は、入室を認めます。ただし、試験時間の延長はしません。
- (9) 試験開始後 20 分以上遅刻した者で、正当な理由と証明があり、審査のうえ承認された場合に限り追試験を認めますが、試験時間の誤認や寝過し等のため受験できなかった者は、追試験を認めません。
- (10) 試験開始後 20 分以内の退室は、認めません。
- (11) 試験中は、鉛筆・消しゴム・その他の貸借を禁止します。
- (12) 試験中は、下敷の使用は認めません。ただし、やむを得ない場合は、監督者の許可を要します。
- (13) 受験に際しては、出欠席調査を行いますので、受験する者は、解答の可否にかかわらず、必ず答案用紙を監督者に提出しなければなりません。また、答案用紙は絶対に持ち帰ってはいけません。
- (14) 答案用紙は、指定された教卓上に各自提出し、他人に依頼してはいけません。
- (15) 上記のほか、試験室においてはすべて監督者の指示に従ってください。

8 不正行為に関する処置

考査において不正行為を行った者には、「長崎大学歯学部試験実施細則」及び「長崎大学歯学部の授業科目の試験における学生の不正行為に関する申し合わせ」により必要な処置が行われます。

不正行為の事実が認定された場合は、同細則に規定するとおり、**その期に履修した専門教育科目の全授業科目についてその考査を無効とする取り扱いになります**ので、不正行為または不正行為と疑われる行為を行わないよう十分に注意してください。

ここでいう考査とは、「1 考査」に示されているものです。

9 共用試験（C B T, O S C E）について

はじめに、共用試験の前提となるモデル・コア・カリキュラムについて説明する。21世紀に入り、わが国の医学・歯学教育は大きな変革の流れの中にある。一般目標であるいかに良質な医師、歯科医師を養成するかという基本方針は、従来となんら変わるものではない。しかし、疾病構造の変化と予防への関心・意識の高まり、インフォームド・コンセントに基づく患者－医師関係の確立、E

BMに基づく説明責任など、従来の知識中心の教育では必ずしも満足できない領域が増加しているのが現状である。また、国際交流が日常一般化した昨今においては、世界的にも通用する医師、歯科医師の養成が従来以上に不可欠となっている。このような背景から、医学・歯学教育の在り方に關する調査研究協力者会議から平成13年3月27日に「21世紀における医学・歯学教育の改善方策について」が発表され、その中でも、患者中心、コミュニケーション能力、倫理的問題への対応が強く求められている。さらに、これらの内容を学習する上でのガイドラインとしてモデル・コア・カリキュラムが同時に公表された。日本の大学の医学・歯学教育のうちおよそ2／3に相当する内容・範囲を臨床実習の開始までに学習できるよう具体的な内容を項目として設定したものである。学習期間としては6年間のうちの4年間（4／6）を標準としている。

なお、モデル・コア・カリキュラム以外の1／3は臨床実習および各大学で独自に特徴的な科目を設定することが可能である。これらのことによって、わが国における明治以降の西洋医学教育へ、全国的に共通の教育内容、教育評価がはじめて明確となった。

次に、共用試験の具体的な内容、方法を簡単に説明する。共用試験には知識を判断するコンピューターを使ったCBT(Computer Based Test)と、診断技能、態度を判断するOSCE(Objected Structured Clinical Examination、客観的臨床能力試験)の二つがある。OSCEは、基本的な手技や医療面接（従来、問診と呼ばれていた。）を評価者から客観的な評価を受けるものである。

成績の評価、判断方法に関しては、各大学に一任されており、著しい成績不良者は再度受験することとなる。本学部では、5年生後期の臨床実習へ進級するには、すでに明確な取り決めがある（学生便覧参照）ので、共用試験の成績はこの進級判定への判断材料の一部となる。

VI 歯学部専門教育の内容

VI 歯学部専門教育の内容

1 基礎系専門教育の内容

(1) 頸顔面解剖学（A棟6階）

○ 教育スタッフ

教 授 真 鍋 義 孝
助 教 北 川 賀 一, 小山田 常 一

○ 授業科目

骨学及び同実習, 解剖学及び同実習, 口腔解剖学及び同実習, 臨床解剖学

○ 担当する学問領域

解剖学は生物体の正常な形態と構造及びその意味を研究する学問である。解剖学では、人体を構成する全ての器官系の肉眼的形態と構造及び機能的相互関係を理解する。口腔解剖学では、特に歯の解剖学及び頭頸部の局所解剖学について詳細に理解する。

○ 主な研究課題

歯を中心とした顎顔面領域の形質人類学、歯の進化、口腔領域の古病理学に関する研究を中心として行なっている。歯の人類学的研究においては、歯の形態の時間的・空間的変異をもとに、集団の起源、拡散、移動、置換、進化などについて分析を行っている。また人骨から抽出されたミトコンドリアDNAの分析を行い、人類地域集団の系統解析を行っている。

○ 教育目標

解剖学を学ぶことによって歯科医学の基礎となる知識を習得するとともに、人体の構造と機能について関心を深め、主体的学習への動機付けとなることを目指す。系統解剖学実習においては、解剖学的知識の習得ばかりでなく、歯科医学に携わる者として生命に対する尊厳について理解させることを目標とする。

○ 授業内容

総論、骨学、筋学、内臓学（消化器、呼吸器、泌尿生殖器、内分泌腺）、脈管学、神経学、感覚器学の系統解剖学講義を通して各系統について理解したうえで、系統解剖学実習を行うことによって各系統の知識の統合を図り、局所解剖学的知識を修得する。また、歯の解剖学講義で得た知識を歯の鑑別実習で確認し、個体間変異や集団間変異についての理解を深める。

○ 特記事項

解剖実習の御遺体は、尊い御遺志によって医学・歯学の発展のために御献体されたものであって、その崇高な御心は何ものにも代えがたいものである。従って、御遺体の尊厳を決して損なわず、また礼を失することがないように心がけること。

(2) 細胞生物学（A棟3階）

○ 教育スタッフ

教授 小守壽文
准教授 宮崎敏博
助教 森石武史

○ 授業科目

発生学、組織学及び同実習、口腔組織学及び同実習

○ 担当する学問領域

解剖学とは生物体の形態や構造を研究する学問であるが、医学や歯学にあっては特に人体を研究対象とした人体解剖学である。

解剖学は生物体の形態や構造の追及のみにとどまらず、その奥にある生物学的な法則性を発見し、総合的に理解する科学である。

生物体を構成している基本的な構造単位は細胞であるが、その形態を顕微鏡下で観察するのみならず、それらが発現する mRNA や蛋白質を検出し、分子レベルで細胞の分化・機能と形態を相關させ、組織・器官を形成する細胞を統合的に理解する細胞生物学領域である。

○ 主な研究課題

硬組織（歯、骨、軟骨）の形成・維持機構の解明を、遺伝子改変マウスの作製を中心に進めている。特に、象牙芽細胞、骨芽細胞、軟骨細胞の分化・増殖機構に焦点を当て、分子生物学的手法と細胞組織化学的手法の両者により解明を進めている。

○ 教育目標

講義内容や自習により得た知識を元にして、実習時間中に与えられた標本を顕微鏡や電子顕微鏡を用いて観察することにより、細胞や組織（一定の生物学的法則に基づいて配列する細胞の集団）の形態や構造を理解するとともにその機能をも考察することを目標とする。

○ 授業内容

人体各部を授業内容の対象とした組織学、及び口腔を特に重点的に取扱う口腔組織学と、特に歯学に必要と思われる器官の発生学が主な授業内容である。

○ 特記事項

前記したように、解剖学はただ標本を観察するだけでの学問ではない。従って教育目標が達せられたか否かは、講義、実習及び他の成績を総合して評価される。

(3) 生体情報科学（A棟4階）

○ 教育スタッフ

教 授

准教授 岡田 幸雄

助 教 藤山 理恵, 介田 圭

○ 授業科目

生理学, 口腔生理学, 生理学実験

○ 担当する学問領域

生体全体の機能を研究する一般生理学及び口腔の機能を研究する口腔生理学である。

○ 主な研究課題

侵害受容器の特性及び鎮痛機構の解明, 味覚の情報変換機序, 副甲状腺細胞の細胞生理, 頸運動と頭頸部運動との協調機構及び味覚障害の病態生理学的解明である。

○ 教育目標

生理学一般及び口腔生理学の基本を理解することにある。生理学実験は学生自らが思考し, 自らが行うことにより科学的思考法を獲得する。生理学の基礎の理解及び生命科学全般に対する思考力を育てる。

○ 授業内容

生理学と口腔生理学は次のような項目内容である。神経の生理, 筋肉の生理, シナプスの生理, 受容器の生理, 血液の生理, 循環系の生理, 腎臓の生理, 消化と吸収の生理, 反射の生理, 体性感覚の生理, 視覚の生理, 聴覚・発声・言語の生理, 味覚・嗅覚の生理, 網様体^{もうようたい}賦活系^{ふかつけい}の生理, 内臓機能調節, 本能・情動の生理, 高次機能, ホルモン, 咀嚼^{そしゃく}の生理, 吞下^{えんげ}の生理, 口腔感覚の生理, 唾液の生理, 等。

○ 特記事項

生理学・口腔生理学の講義及び生理学実験を理解するには, 知識をただ暗記することではなく, 高校と大学の全学教育で勉強した数学・物理学・化学・生物学を肥料として, 自らの思考によって知恵をつけることである。

(4) 口腔分子生化学（A棟2階）

○ 教育スタッフ

教授 根本 孝幸
准教授 根本 優子
助教 馬場 友巳

○ 授業科目

生化学、口腔生化学、生化学実験、細胞生物学入門（一部担当）

○ 担当する学問領域

生化学は化学的手段で生命現象を理解しようとする学問である。生命現象は化学反応であるから、生化学はすべての生命科学の基礎となるものである。生化学の対象はすべての生体関連物質やそれらによる化学反応である。歯学においては特に歯牙、骨、軟骨、歯肉、粘膜、皮膚、血管等の結合組織、及び筋肉、唾液腺、さらに食物、環境物質などが対象となる。

○ 研究課題

感染因子としての細菌性プロテアーゼの役割、石灰化灰化現象に関する諸問題、細胞ストレスについて細胞生物学的、生化学的、物理化学的手法で追求している。

○ 教育目標

多彩な生命現象を物質の変化として理解する能力を養い、これから生命科学の進歩について行ける歯科医師、歯科学をリードする研究者を養成する。

○ 授業内容

生化学の内容一部は1年次の細胞生物学入門Ⅰ、Ⅱ、細胞生物学プラクシスとオーバーラップしている。そのため生化学では、1年次の内容とオーバーラップする部分については、練習問題を解く時間を増やすことで、単なる暗記ではない、応用力を養い理解を促す授業を行う。口腔生化学ではこれまでに学んだ生化学の基礎の上に立って口腔領域についての、生体関連物質やその代謝について理解する。生化学実験では、講義で学んだ口腔領域の重要な分子や現象を取り上げて生化学的な分析を行う。また特別講義や実験でのレポートによりレポートのまとめ方や発表法を学ぶ。

○ 特記事項

大学は教員が一方的に授業を行うところではなく、真理追求のための学生と教員の共同体でなければならない。したがって、自らの意志で進んで学んで欲しい。3年次以降の講義科目である基礎歯学研究のみならず、放課後や長期休暇中に実験を希望する者には指導するので申し出で欲しい。

(5) 口腔病理学（A棟1階）

○ 教育スタッフ

教授 池田 通
准教授 藤田 修一

○ 授業科目

病理学総論及び同実習、口腔病理学及び同実習

○ 担当する学問領域

病理学とは疾患の本態を明らかにする学問である。本来手段は限定されないのであるが、社会において組織標本を光学顕微鏡で観察し、診断を下すという臨床業務を担ってきたことから、顕微鏡による病理組織診断学を中心にすえた研究および教育がなされてきた。この病理学の社会的役割はまったく変わっていないので、今日でも病理学は形態学を主体とした学問領域であると言ってよい。一方、疾患による組織形態の変化を裏付ける分子細胞生物学的知見が近年急速に始めたため、今日ではそれらの情報を含めて疾患の本態を考える学問として病理学が成り立っているといえる。しかし最も大事な点はどのような手段を用いるかではなく、むしろ基礎研究の成果を臨床医学・歯学に結びつける、いわば基礎と臨床の橋渡しする学問として病理学が中心的な役割を果たしていることであろう。

○ 研究課題

研究面では、硬組織細胞生物学を通した病理学研究を大きな柱としている。また病理では外科で切除された標本を実際に診断していることから、外科材料を用いた研究ができることが大きな強みであり、また、病理学にはこうした貴重な標本を用いて歯科医学の発展に貢献する責任もある。従って当分野では研究のもうひとつの柱として、口腔病理専門医として病理組織診断を行いながら、疾患のメカニズムを明らかにする目的で病理学、分子細胞生物学の研究を積極的に行っている。

○ 教育目標

歯科医師として社会に出た時に、病理組織診断に回った標本に対する病理診断書が正しく理解できるようになることを教育目標とする。従って、病理学の専門用語や記載された所見が理解でき、その疾患の発症機構や臨床所見と病理所見を結びつけることができるようになる。疾患を多角的に理解し、患者に対して正しい診断を下し、適切な処置を施すことができるということが一人前の歯科医師になるための必要条件だからである。

○ 授業内容

3年次前期では病理学総論の講義と実習を行う。病理学の基礎を身につけていただくために、口腔領域に限らず全身臓器を対象として講義と実習を行う。後期には歯学部の学生のみが学ぶ分野である口腔病理学の講義と実習を行う。実習は病院で行われている診断業務に準じて病理組織標本を観察する形式で行うが、顕微鏡は用いずに最新のバーチャルスライドシステムによりモニター上で観察する。臨床所見や分子細胞生物学的なメカニズムをも合わせて理解できるような学習を進められるようにする。

(6) 口腔病原微生物学（C棟5階）

○ 教育スタッフ

教授 中山 浩次
准教授 内藤 真理子
助教 庄子 幹郎, 佐藤 啓子

○ 授業科目

微生物学, 口腔微生物学, 口腔微生物学実習（微生物学実習を含む）

○ 学問領域, 教育目標

口腔病原微生物学教室が担当する領域は、細菌学、ウイルス学、免疫学（それぞれ口腔関連領域を含む）であり、いずれも臨床医学と密接な関係を持っている。当教室では、これらを便宜的に微生物学、口腔微生物学、口腔微生物学実習（微生物学実習を含む）の3科目に分けて授業・実習を行う。細菌、ウイルス、真菌について説明し、口腔内感染症については詳しく解説する。口腔微生物学実習では、口腔細菌の分離培養、光学顕微鏡による形態の観察と細菌の生化学的性状から細菌の同定、真菌の形態観察などの実習を行う。

○ 研究課題

当教室は、歯周病と関連の深い口腔偏性嫌気性細菌の歯周病原性に関する分子遺伝生化学的解析や骨代謝系や血管系の恒常性に影響を与える細菌由来成分やサイトカインの作用機構の解明を中心に研究を行っている。さらに微生物が、生息域の酸素の増減などの各種のストレスに対していくかに対応しているか、生体側は微生物の侵入に対していくかなる戦略で対応するかなどについても解析を行っている。とくに歯周病細菌 *Porphyromonas gingivalis* の病原性に関してのゲノム解析やタンパク分解酵素の輸送・分泌の解析を行っている。

○ 授業内容

微生物学を学ぶにあたっては、つねに他の教科、とくに病理学、生化学、薬理学、組織学、生理学等で得た知識との総合を心がけ、臨床歯学との関連性をつねに念頭におくべきである。

(7) 歯科薬理学（A棟5階）

○ 教育スタッフ

教授 筑波 隆幸
准教授 岡元 邦彰
助教 西下 一久, 坂井 詠子

○ 授業科目

薬理学及び同実習、歯科薬理学

○ 学問領域、教育目標

薬理学は、薬物を投与した時に、生体に起こるさまざまな相互作用によって生ずるメカニズムについて研究する学問です。従って、薬理学の知識は、医療における薬物治療の基礎となるものです。授業科目としては、薬理学、歯科薬理学、薬理学実習の3つに分けて行います。

○ 授業内容

薬理作用や作用機序を知るためにには、生体に関する知識が不可欠となります。そのためには、解剖学、組織学などの形態学的部門、生理学、生化学などの機能学的部門などを履修した後に、薬理学の講義を受けることになります。

カリキュラムとしては、薬物の作用機序、生体内動態などの一般的薬理学を学んだ後、さらに実験動物を用いた薬理学実験で講義内容を確認します。後期には、歯科臨床に関係の深い歯科薬理学の講義へと続きます。

授業では、細かな薬物名を多く覚える事よりも、むしろ薬物の原型（プロトタイプ）が、どのようにして薬理効果を発揮するのかという事に重点をおいて講義します。これにより、卒後に新しい薬物が誕生しても、充分に対応できる能力が養えると考えています。

○ 研究課題

歯科薬理学では、細胞内に存在するリソソームの機能と病態について研究を行っています。リソソームには様々な加水分解酵素が含まれており、リソソームの機能異常は、様々な病態を引き起します。リソソーム機能を制御する分子、特に歯科領域と関連の深い遺伝子やタンパク質の解析を通じて、新しい創薬のターゲットを探してゆきたいと考えています。

(8) 生体材料学（C棟5階）

○ 教育スタッフ

教授 渡邊 郁哉
准教授 白石 孝信
助教 Valanezhad Alireza

○ 授業科目

歯科理工学Ⅰ, 歯科理工学Ⅱ, 歯科理工学Ⅲ, 歯科理工学実験

○ 学問領域、教育目標

歯科材料には合成樹脂やゴムなどの高分子材料、陶材やセメントのようなセラミック材料、金合金やチタン合金などの金属材料、およびこれらの異種材料を組み合わせた複合材料がある。一方、使用法によって歯科材料を分類すると、義歯などのように口腔内で長期間にわたって使用されるもの、印象材などのように一時的に口腔内で使用されるもの、さらに鋳造時の鋳型として使用される埋没材などのように口腔外で使用されるものがある。このように材質の点でも使用法の点でも広範にわたる歯科材料について、組成、化学反応、物性、特徴、取扱い上の注意点などについて学習する。さらに歯科診療や歯科技工の現場で日常的に用いられる種々の器械・器具類の取り扱い方などについても学ぶ。

歯科材料・器械類は歯科医療の様々な場面で重要な役割を果たしており、基礎系や臨床系諸科学と密接な関連を持っている。したがって患者に対して高度な歯科医療を提供するためには、歯科材料や器械・器具類の性質を熟知するとともに、最も優れた性質を引き出す技能を身につけることが大切である。

一般に歯科材料は、常温付近での化学反応に伴う物性変化や、高温で熱処理を行うことにより生じる物性変化などを巧みに利用しているものが多い。このため、歯科材料の性質をよく理解するには、その材料の組成や微視的構造に立ち返って因果関係を把握する科学的な目を養うことが大切である。

○ 研究課題

当分野で行っている研究の主なものは次の通りである。

1. 生体骨に近い弾性的性質を示す骨代替用チタン合金の開発
2. 分光測色法による歯冠修復用オールセラミック材料およびコンポジットレジンの光学特性の解析
3. 電気化学測定法による歯科用合金の耐食性の検討
4. インプラント材料や歯内療法材料、矯正用材料の各種特性評価

(9) 分子硬組織生物学（A棟6, 7階）

○ 教育スタッフ

教授 伊藤公成
准教授 増山律子

○ 授業科目

細胞生物学入門I II, 細胞生物学プラクシス

○ 担当する学問領域、教育目標

基礎生物学は、今日の生命科学の発展を支えるもっとも根源的な学問領域で、生命現象の深い理解と最新の生命科学の知見の把握には、その習熟が必須です。歯科医学に携わる者の当然の義務として、これらの基礎生物学を習得し、一定レベルの基礎生物学の知識を身につける必要があります。当教室では座学とゼミナールを中心に、生命科学を理解しその知見を臨床および研究活動に生かせるよう教育・指導します。

○ 主な研究課題

最新の分子生物学的、細胞生物学的、および発生工学的手法を用いて、ヒトの骨関連疾患（悪性腫瘍および骨代謝疾患）に潜む分子メカニズムを解明し、その知見の臨床応用をめざしています。特に、遺伝子変異マウスの作出とその解析を通じ、新規で普遍的な知見を世界に提供できるよう日々努力しております。

○ 授業内容

主に以下の内容を担当し、授業、ゼミ、および基礎歯学研究を展開します。

細胞の構造と構成要素、遺伝子発現調節機構（転写因子の機能を中心に）、エネルギー代謝機構、骨の分化・代謝機構、マウス発生工学、細胞内シグナル伝達機構、がん遺伝子・がん抑制遺伝子の機能。

(10) 歯科法医学（A棟4階）

○ 教育スタッフ

准教授 中留真人

○ 授業科目

隣接医学III（法医学）

○ 担当する学問領域

「歯科法医学」（あるいは「法歯学」「法医歯科学」とも呼ばれる）とは、法医学の1分科であり、犯罪捜査や法律などに関連する歯学的事項を研究・応用する社会医学系の学問です。歯科医師として必要な知識や技術を臨床面や研究に活かすのみならず、社会生活においても歯科法医学が役立つ場面は多々あることを理解し、そのような場面においても、歯科的専門知識を最大限活かせるような歯科法医学的事項を学びます。

○ 教育目標

身元不明死体の個人識別を行う際の基本的な方法や考え方、虐待の早期発見・防止への理解、歯科医療過誤等への理解と予防法など、歯科医師として幅広く社会に貢献できる人材を育成できるよう教育・指導します。

○ 研究課題

当分野で行っている研究の主なものは以下の通りです。

1. 歯科医療関連死などの再発防止に関する研究
2. 警察歯科活動（歯牙鑑定、マニュアル作成や研修会開催など）の支援
3. DNA多型等を利用した個人識別に関する研究
4. 時計遺伝子のメチル化を指標とした分子遺伝学的研究
5. 乳幼児突然死症候群に関連する遺伝子の多型解析（共同研究）

○ 授業内容

歯科医師として必要な法医学的知識を総論と各論に分けて習得し、法科学的検査についても最新の方法を学びます。また、過去の様々な大規模災害や事件・事故における歯科法医学的個人識別の事例を参考に、口腔内所見による身元確認作業の方法を習得します。

○ 特記事項

法医学あるいは歯科法医学に興味のある者は、定期的にセミナーやワークショップを開催しているので、積極的に参加して理解を深めて欲しい。

専門教育の内容

(臨 床 系)

2 臨床系専門教育の内容

(1) 口腔保健学（病院本館8階）

○ 教育スタッフ

教授 齋藤 俊行
准教授 福田 英輝
助教 古堅 麗子、北村 雅保、小山 善哉

○ 授業科目

予防歯科学及び同実習、衛生学及び同実習、医学統計学、歯科医療管理学、離島歯科医学

○ 担当する学問領域

担当する領域は予防歯科学（口腔衛生学）・社会歯科学・衛生学・公衆衛生学であり栄養学を含む。臨床予防歯科を基に、その応用は集団—社会と広範囲であり、座学および実習を通じて個人—集団—社会と歯科分野の連携をはかるための知恵を身につける。

○ 主な研究課題

1. 口腔疾患とその要因や、全身の健康状態との関連についての疫学的研究
2. 肥満や糖尿病と歯周病との相互関連性についての研究
3. 口腔細菌が脂肪組織のアディポカイン産生に及ぼす影響
4. 国家統計調査による口腔と全身との関連性の分析
5. 地域における歯科保健事業の評価、および公衆衛生システムに関する研究
6. 特定保健用食品の脱灰と再石灰化に関する研究

○ 授業内容

授業は講義、実習、臨床実習から構成されている。

- ① 予防歯科学（口腔衛生学）の講義内容は、齲蝕・歯周疾患の予防、フッ素と歯科保健、プラークコントロール、口腔疾患の指標（齲蝕、歯周疾患、口腔衛生状態等）
<実習> 口腔診査、齲蝕リスクテスト・保健指導、口腔清掃状態の評価・口腔清掃、フッ化物歯面塗布・予防填塞
- ② 衛生学・公衆衛生学の講義内容は、感染症の予防、環境衛生、食品衛生と産業衛生
<実習> 診療室の環境測定、空気中化学物質の測定、水質測定
- ③ 社会歯科学の講義内容は、人口問題と疾病統計、疾病予防と健康増進、医療倫理、医師・歯科医師の責務、地域保健と地域医療・福祉、地域歯科保健（母子歯科保健、学校保健、成人歯科保健、老人歯科保健）
- ④ 栄養学の講義内容は、国民栄養の推移、予防医学、歯科疾患と肥満や全身との関連
- ⑤ 医学統計学は、医学的問題を対象とした統計学の基礎に関して講義と演習を行なう。
- ⑥ 特別講義は、齲蝕の科学と予防の最先端、健康増進のための歯科医学（糖尿病や全身疾患との関連）

○ 臨床実習内容

- ① 講義、実習で習得した個人や集団を対象としたセルフケアの指導法や、プロフェッショナルケアの実践の場を見学することで知識の再確認を行う。また相互実習ではセルフケア指導法やプロフェッショナルケアの技法を身につけ、指導医の指示に基づいて臨床の場で実践する。
- ② 公衆歯科保健（乳幼児歯科保健、学校歯科保健、成人歯科保健）の活動現場を体験することで地域における歯科保健の状況を理解する。
- ③ 畦島における歯科医療・保健・福祉、高齢者の口腔ケアに関する実習を行う。

(2) 歯科矯正学（病院本館 8 階）

○ 教育スタッフ

教授 吉田 教明
准教授 佛坂 斎祉
講師 古賀 義之, 丸山 陽市
助教 藤村 裕治, 富永 淳也, 森田 幸子

○ 授業科目

歯科矯正学及び同実習

○ 担当する学問領域

歯科矯正学は顎顔面の正常な成長発育を研究し、その不正な成長発育によって生じる咬合の不正、顎骨の異常、ならびに顔面の不調和などを改善するとともに、それらの不正状態の発生の予防をはかる歯科医学の一分野である。すなわち、顎顔面頭蓋の成長発育の知識を基盤として、幼児から成人に至る咬合の管理を司る学問である。

○ 主な研究課題

不正咬合による顎顔面領域を形態と機能の両面から把える。さらに矯正力を作用させた場合の歯列、咬合、顎の成長の変化及び歯の移動機序を解明することを研究課題としている。

現在、行われている研究テーマの主なものは、次のようなものである。

- (1) 摂食・嚥下機能発達のメカニズムの解明
- (2) 破骨細胞分化制御誘導に関する研究
- (3) 矯正力による歯の移動のバイオメカニクス
- (4) 生体工学・生体力学的手法を用いた歯の移動動態の解析
- (5) 歯根吸収のメカニズムの解明
- (6) 矯正治療期間を短縮する効率的歯牙移動メカニクスの開発
- (7) 金属アレルギー患者のための矯正材料・審美ワイヤーの開発
- (8) 顔面形態および歯列形態の3次元計測

○ 教育目標

歯科矯正学の講義で矯正学の大綱を知り、基礎実習で簡単な矯正装置の製作、さらに臨床実習で患者の症例分析と診断の仕方を学ぶ。

そのようなことで、卒業後、歯科矯正に関する相談に応じたり、簡単な症例の治療が手がけられる程度の知識と技術が修得できることを目指している。

○ 授業内容

第4年次に

- (1) 概論として、全身及び顎顔面頭蓋の成長発育、咬合論、病因論
- (2) 診断学では、不正咬合の分類、検査法、症例分析
- (3) 治療学では、治療方針の立て方、器具及び材料、矯正装置及び治療法などについて講義を行う。また、基礎実習では、線材の鑑着及び屈曲、簡単な矯正装置の製作及び歯の移動観察を行う。

第5・6年次に

臨床実習として、各自の模型分析あるいは患者の症例分析などを通して、総合診断を行い、治療方針の立て方及び実際の矯正治療との結び付きを学ぶ。

(3) 小児歯科学（病院本館 8 階）

○ 教育スタッフ

教授 藤原 卓
准教授 星野 倫範
講師 田上 直美
助教 釜崎 陽子, 西口 美由季, 佐藤 恭子, 日高 聖, 近藤 好夫

○ 授業科目

小児歯科学及び同実習

○ 担当する学問領域

小児歯科学とは、成長発達過程にある小児を対象とする歯学の一分野である。発育途上にある顎口腔系器官の正常な発育を見守り、これを障害するう蝕などの口腔の疾患や異常の早期発見に努め、これらの疾患の予防や治療を行いながら、永久歯列の発達を管理して、健全な口腔の機能が営めるように完成を図り、小児の全身的発育と健康に寄与することを目的とする。

○ 主な研究課題

小児歯科においては小児に関する歯科学はすべて研究の対象となる。当分野では以下のような課題の研究を行っている。

- (1) う蝕病原性細菌の病原因子に関する研究
- (2) 口腔細菌叢に関する研究
- (3) 審美的歯冠修復材料の口腔内外評価
- (4) 心身障害及び全身疾患有する患児の口腔管理に関する研究

○ 教育目標

小児歯科の目的である健全な永久歯列の育成のために必要な

- (1) 小児の肉体的および精神的な成長発達に関する知識を習得する。
- (2) う蝕や外傷などの小児歯科疾患に関する知識とその予防、処置法を習得する。
- (3) 小児の口腔の健康を維持し、適切な口腔管理を行う知識、技能、態度を習得する。

○ 授業内容

小児の心身の発育、顔面及び顎の発育、歯の発育と異常、歯列及び咬合の発育と異常、乳歯及び幼若永久歯の特徴、小児のう蝕、小児の歯周疾患、小児の口腔管理計画、小児のマネジメント、乳歯並びに幼若永久歯の外傷、小児の虐待、小児う蝕の予防、乳歯及び幼若永久歯の歯冠修復、乳歯及び幼若永久歯の歯内療法、小児の外科的処置、保険と咬合誘導、小児全身疾患と歯科診療、心身障害児の歯科診療。

○ 特記事項

“歯を治療するのではなく患者を治療する”：歯だけにとらわれず、小児をとりまくすべてのものに心を配ることが必要である。

“子供が歯医者嫌いになつたらむし歯が治っても治療は失敗”：小児歯科は、ヒトが人生において最初に出会う歯科である。したがってその対応如何では一生の歯科保健を左右することになる。

(4) 齧歎学（病院本館8階）

○ 教育スタッフ

教授 林 善彦
准教授 山田 志津香
講師 柳口 嘉治郎
助教 井川 一成, 辻本 真規, 松裏 貴史, 杉本 浩司

○ 授業科目

保存修復学, 保存修復学実習, 歯内治療学, 歯内治療学実習

○ 担当する学問領域

歯科保存学は、齧歎、歯周病などの予防・管理・維持を通して、歯の健康を保つことを目的とした専門分野であり、疾患の対象によって三つの分野に分かれている。

- (1) 保存修復学（狭義の齧歎の治療を主体とする）
- (2) 歯内治療学（歯髄組織、根尖性歯周組織の疾患を扱う）
- (3) 歯周治療学（辺縁性歯周組織の疾患を扱う）

当研究分野でこのうち主として(1)と(2)の領域を合わせた広義の齧歎学を担当している。

○ 主な研究課題、教育目標

この分野の内容は、以下のとおりである。裂溝封鎖材や薬剤による齧歎の予防や初期齧歎の進行阻止と再石灰化、歯質と接着するコンポジットレジン修復並びに金属、セラミックによる鋳造修復ほか、齧歎が歯髄組織まで波及した場合の歯髄の保存療法、さらに抜髄・感染根管治療では、歯髄の除去と根尖性歯周組織の治癒を促進する方法がとられている。これらの領域にエレクトロニクスの概念が活用され、齧歎・歯髄の診断、電気的根管長測定、画像診断等に利用されている。また、顕微鏡、CBCT、レーザーを用いた診査・治療も一般的になって来ている。今後、齧歎の軽症化傾向をさらに進めていくうえで MI Dentistry の概念にのっとった歯を削らない処置法の開発は必要不可欠となる。さらに、生理活性を有する生体材料の積極的な開発・応用、また歯髄の再生療法の導入も推進させる必要がある。これらの対応を通じた超高齢社会における国民の口腔保健の向上を図ることは益々重要となっている。

○ 授業内容

疾患の実態、診断や処置に関する講義と並行して、マネキン（人間頭部の模型）に装着した頸模型を用いて、臨床で行う治療条件を模した基礎実習を行う。これらの各ステップに合格した学生は本学病院歯科系診療部門の臨床実習室にて指導教員のもとで定められた規則に基づき実際に患者（臨床）実地を行う。

保存学領域は実習の占める割合も大きく、学生間で手技面に差は出やすいが、講義内容を実践によって再確認し、将来、さまざまな症例へ適切な対応をしていくうえ不可欠な基本を身に付けることができるよう心がけてほしい。さらに、疾患としての対象は患歯であるが、常に倫理・道徳観を持って患者を全人的にとらえるよう意識していくことは大変重要である。

(5) 歯周病学（病院本館 8 階）

○ 教育スタッフ

教授 原 宜興
准教授 吉村 篤利
講師 鵜飼 孝, 中村 弘隆
助教 尾崎 幸生, 白石 千秋, 藏本 明子

○ 授業科目

歯周病学, 歯周病学実習

○ 担当する学問領域

歯は歯周組織によって顎骨に固定されているので、咀嚼機能を十分に営むことができる。歯周組織は歯根の周囲にあって歯を支えていることから、支持組織ともいわれている。つまり歯槽骨、歯根膜、セメント質及び歯肉の総称である。これらの組織がなんらかの原因因子の影響を受けると、たちまち正常な構造は失われ、その健康な機能を営むことができなくなる。これが歯周治療学の対象である歯周疾患である。

歯周疾患は齲歯とならんで 2 大口腔疾患の一つであり、程度の差はあるが国民のほとんどが歯周疾患に罹患しているといつても過言でない。しかし、この疾患は初期では極めて慢性の経過をたどり、痛みなど激しい症状を伴うことは少ないため、気付かぬ間に徐々に進行してゆく。

○ 主な研究課題

歯周治療学の研究領域は、このような歯周疾患の病態並びに原因を明らかにするとともに、その成立機構を解明すると同時に、その予防法及び治療法を確立することである。特にプラークは歯周疾患のもっとも重要な原因因子とされており、数多くの研究がなされている。すなわちプラークの形成機序、歯周組織に対する為害性と歯周疾患の誘発機構、プラーク抑制法、歯周病変の治療法の確立などであり、その研究手段は、病理学、細菌学又は生化学的方法など多分野にわたっている。

○ 教育目標、授業内容

歯周治療学の学生教育は、大別して講義・基礎実習及び臨床実習の三つに分けられる。講義では正常な歯周組織の構造・機能を理解し、また歯周疾患の原因、病態並びに歯周疾患の治療に関する基礎的理念を学ぶ。基礎実習は歯周疾患の治療に関する最も基本的な技術を、模型実習によって修得することを目的とする。臨床実習は学生教育の総仕上げともいいうべきもので、講義並びに基礎実習はもとより、関連分野から修得した歯周疾患の予防並びに治療に関する知識と技術を駆使して、実際に患者を対象とした実習を行う。

(6) 口腔インプラント学（病院本館8階）

○ 教育スタッフ

教授 澤瀬 隆

准教授 平 曜輔

講師 吉田 圭一, 黒嶋伸一郎

助教 尾立 哲郎, 佐々木宗輝, 中島 和慶, 松本 知生

臨床教授 添野 光洋

○ 授業科目

冠橋義歯学及び同実習

口腔インプラント学（統合科目）

接着歯学（統合科目）

○ 担当する学問領域

口の重要な働きに物を食べる摂食の機能がある。担当するのは歯が抜けたりして噛めなくなった口を元の状態に回復できるよう、診断した上で治療する学問分野である。こうした分野を「歯科補綴（ほてつ）学」と称しており、専門用語辞典では「欠損（欠如、喪失）と異常を人工装置で修復し、形態と機能を回復し、継続疾患の予防をする」と定義されている。当教室では歯牙支持の固定性義歯である冠・橋義歯（かん・きょうぎし）を担当するとともに、インプラント（人工歯根）による欠損補綴をオーガナイズする。

○ 研究課題

補綴治療を行うのに必要な理論や方法を追求している。教室の主な研究課題は①インプラントの生体親和性ならびに生体力学, ②生体材料の表面解析・改質, ③接着歯学, ④高分子・複合材料・セラミックスの創製, 臨床応用などである。

○ 教育目標

目標は歯科医師として必須のクラウンブリッジの基本的な知識と技術を習得させることである。そのため4, 5, 6年生と授業形態を変化させながら順次レベルを上げて、継続して教育を行う。また併行して5年次からは接着歯学、口腔インプラント学についての基礎知識を学ぶ。口腔インプラントの習得のためには、卒後更なる研鑽が必要であるが、本科目はその入門として位置づけされる。

○ 授業内容

4年生の前・後期を通して講義と実習を併行し、補完しながらクラウンブリッジの理論を学びファントーム実習を行う。5, 6年生の臨床実習では実際の患者さんを対象としその実践を修得する。口腔インプラント学、接着歯学は関連各科教員によるオムニバス形式の講義と実習を行う。

(7) 歯科補綴学（病院本館 8 階）

○ 教育スタッフ

教 授 村田 比呂司

准教授

講 師 鳥巣 哲朗

助 教 田中 美保子, 黒木 唯文, 江越 貴文, 吉田 和弘, (高瀬 一馬), 多田 浩晃

○ 授業科目

有床義歯補綴学及び同実習

○ 担当する学問領域

歯科補綴学は歯・口腔・顎・その関連組織の先天性欠如・後天的欠損・喪失や異常を人工装置を用いて修復し、喪失した形態、または障害された機能を回復するとともに、継発疾病的予防を図るために必要な理論と技術を考究する学問である。当教室では歯科補綴学領域中の部分床義歯補綴学と全部床義歯補綴学を担当する。

○ 主な研究課題

- (1) リライン材および義歯安定剤の開発と臨床応用
- (2) 顎口腔系の被調節性と顎運動系の機能的診断
- (3) 歯科用材料によるアレルギー
- (4) 補綴治療の臨床的効果
- (5) 義歯のケア

○ 教育目標

4年次の有床義歯補綴学及び同実習において、部分床義歯補綴学と全部床義歯補綴学の理論と基礎技術を習得する。

6年次の臨床実習では、教官の指導のもと有床義歯（部分床義歯、全部床義歯）を中心に実習を大学病院で行うことにより基礎的な臨床能力を習得する。

○ 授業内容

有床義歯について以下に示す理論と実践を学ぶ。

- | | |
|---------------------|---------------------|
| ① 目的、意義、具備条件、特徴、適応症 | ⑩ 調整、修理 |
| ② 支持機構、把持機構、維持機構 | ⑪ リライン、リベース |
| ③ 咬合様式 | ⑫ 定期検診 |
| ④ 構成要素 | ⑬ 即時義歯 |
| ⑤ 咬合採得と下顎位 | ⑭ 治療用義歯 |
| ⑥ 下顎運動の記録法 | ⑮ 金属床義歯 |
| ⑦ 製作に必要な材料と各基本的操作 | ⑯ 顎補綴 |
| ⑧ 製作過程 | ⑰ インプラント支台オーバーデンチャー |
| ⑨ 設計原理 | |

(8) 口腔腫瘍治療学（病院本館 8 階）

○ 教育スタッフ

教 授 梅田 正博

准教授 川崎 五郎

講 師 柳本 惣市, 五月女さき子

助 教 六反田 賢, 鳴瀬 智史, 坂本 由紀, 奥山 紘平, 川北 晃子

○ 授業科目

口腔外科学 I 及び同実習

○ 主な学問領域

口腔領域にはさまざまな良性、悪性腫瘍が発生する。特に悪性腫瘍（口腔癌）の治療では、根治性とともに術後の審美障害や機能障害を最小限にし、患者のQOLを保ちながら早期の社会復帰を目指すことが重要である。

わが国では口腔癌の発症頻度は全悪性腫瘍の2%とそれほど高くなく、施設によりさまざまな治療法が行われているのが現状であるが、エビデンスに基づいた治療を行うことが重要である。当講座は口腔癌の国際標準治療を実施している国内でも数少ない施設の一つである。口腔外科 I では口腔腫瘍に対する標準治療について学ぶとともに、他の口腔外科疾患一般についても、その考え方や知識について習得する。また、癌の支持療法の一つである周術期口腔機能管理や、合併症を有する患者の歯科治療に関する知識についても習得する。

○ 研究課題

口腔癌をはじめとしたさまざまな口腔疾患のより良い治療法の開発を目指した研究を目指している。具体的には現在下記のテーマについて基礎的・臨床的研究を行っている。

- (1) 口腔癌の治療に関する基礎的・臨床的研究
- (2) 口腔癌の分子標的治療開発に関する研究
- (3) 周術期口腔機能管理に関する研究
- (4) 薬剤関連顆骨壊死に関する研究
- (5) 有病者歯科治療に関する研究
- (6) 睡眠時無呼吸症候群に関する

○ 教育目標

種々の口腔外科的疾患の診断や治療の概要、特に口腔癌の標準治療に関する知識を習得する。さらに、一般歯科を行う上で必要な全身管理に関する知識を身につける。また、採血や縫合など、口腔外科の基本的な手技について技能を身につける。

○ 授業内容

口腔外科学総論、診断学、口腔顎顔面の奇形、粘膜疾患、外傷、良性腫瘍、悪性腫瘍、囊胞、神経疾患、顎変形症、唾液腺疾患、顎関節疾患、周術期口腔機能管理などについて、顎・口腔再生外科学分野と協力して講義を行う。

(9) 頸口腔再生外科学（病院本館8階）

○ 教育スタッフ

教 授 朝比奈 泉

准教授 池田 久住

講 師 大場 誠悟, 銅前 昇平

助 教 三浦桂一郎, 河井 洋祐, 川崎 貴子, 井 隆史, 梅林 真由美,
古賀 喬充, 山下 裕美

○ 授業科目

口腔外科学II及び同実習

○ 主な学問領域

顎・口腔領域に発生する種々の疾患は咀嚼機能に大きな影響を及ぼし、また、言語機能を障害する場合も多い。そして、その治療に関しては、常に顔貌の審美性への配慮が必要となる。口腔外科IIでは、以上のような顎・口腔の機能と形態の維持あるいは再生を図るための知識を学ぶ。

○ 研究課題

(1) 口腔組織再生療法の開発

口腔組織由来骨原性幹細胞の分離、同定

骨軟骨組織、分化・成長因子の応用

培養粘膜、培養骨の作成と臨床研究

(2) 口腔外科領域へのコンピュータ支援外科の導入

顎変形症手術におけるシミュレーションおよびナビゲーションシステムの構築

口腔インプラント手術におけるシミュレーション法の開発

(3) 口腔インプラントを用いたオーラルリハビリテーション

抜歯即時埋入、即時機能法の臨床的検討

補綴前処置法の開発

(4) 口腔腫瘍に対する非外科的治療法の開発

超選択的動注化学療法の臨床研究

光線力学療法の臨床研究

○ 教育目標及び授業内容

(1) 口腔・顎顔面領域に発生する各種疾患の診断・治療法に関する理解

(2) 口腔外科手術々式の基本

(3) 全身管理法の理解

(4) 以上を通じ、患者を全人的にとらえ的確な診断・処置が行える態度、技能の基本を身に付ける

○ 特記事項

臨床における清潔（無菌法）の概念を充分に理解させたい。

(10) 頭頸部放射線学（病棟本館 8 階）

○ 教育スタッフ

教 授 中村 卓

准教授 角 美佐

講 師 佛坂 由可

助 教 佐々木 美穂, 片山 郁夫, 高木 幸則, 榎田 智

○ 授業科目

歯科放射線学及び同実習

○ 担当する学問領域・主な研究課題・教育目標・授業内容

現代の医療はもはや放射線医学なしでは語れないようになっています。最近のCTやMRI等の医療画像機器の普及を見ても分かるように放射線診断を含めた広い意味での画像診断技術は医療の隅々で治療を支えています。このことは診療科としての放射線科の重要性が増した反面、放射線科以外の分野での診療に携わる医師、歯科医師にも広範囲に亘る放射線学の基礎知識が必要になってきていることを意味します。

歯科放射線医学は、こうした意味でも放射線医学のⅠ分野であることの考えの上に立って教育を進めていきたいと思います。したがって、内容は放射線医学概論、放射線生物学、放射線物理学等の基礎科目から放射線診断学、核医学、放射線治療学、歯科放射線診断学等の臨床科目までの多岐に亘ります。

学生諸君は卒業までにこれらの内容について浅くともよいから基本的で広範囲な知識を修得することを求められます。諸君は各々の分野でこれらの知識の上に立って、また、時に応じてその知識を深めることによって医療に貢献していただけたらと思います。

最後に、私達は、歯科あるいは放射線のみにとらわれず、癌研究及び細胞の分化増殖を主題の一つに掲げ、また一方では頭頸部を中心とした各種疾患の画像診断並びに放射線治療を他方の柱として研究を進めていくつもりです。興味のある方は気軽に研究室の扉をたたいてみてください。

(11) 歯科麻酔学（病院本館 8 階）

○ 教育スタッフ

教 授 鮎瀬 卓郎

准教授 讀岐 拓郎

助 教 倉田 真治, 岡安 一郎, 河井 真理, 渡邊 利宏

○ 授業科目

歯科麻酔学及び同実習

○ 担当する学問領域

歯科治療に欠くことのできない局所麻酔の基本的な知識と投与する技術やそれに伴う合併症, 全身麻酔の知識と技術を生かしての歯科医療時の安全な全身管理, すなわち, 心身障害児・者の歯科治療のための全身麻酔, 口腔外科手術のための全身麻酔, 偶発性の予防や歯科治療のストレス軽減を目的とする精神鎮静法及び救急蘇生と幅広い。さらに, 頸, 顔面, 口腔領域の痛みのコントロールを含む。

○ 主な研究課題

- (1) 口腔外科手術や歯科治療のための全身麻酔
- (2) 快適な新しい鎮静法の開発
- (3) 歯科治療時のストレス
- (4) 頸, 顔面, 口腔領域の痛み
- (5) 上気道の開通性

(12) 総合歯科臨床教育学ならびに総合歯科診療部（病院本館 12 階）

○ 教育スタッフ

総合歯科臨床教育学

教授 角 忠輝

助教 木村 泰男, 吉澤 祐

総合歯科診療部

准教授 久保 至誠

講師 林田 秀明, 鎌田 幸治

助教 山下 利佳, 野上 朋幸

○ 授業科目

(学部教育 *印：専門性をもって前所属から継続して講義・実習を行うもの)

学内早期体験実習（1年次・前期）、学外早期体験実習（1年次・後期）、*保存修復学（4年次・前期）、*予防歯科学および同実習（4年次・前期）、*臨床解剖学（4年次・後期）、*臨床歯科器材・薬剤学（5年次・前期）、*接着歯学（5年次・前期）、医療面接（5年次・前期）、臨床実習（5、6年次・通年）

(全学教育) 林田、鎌田担当

(卒後教育)

臨床研修（研修歯科医）

○ 担当する学問領域

歯学臨床教育として、歯科疾患を抱える患者を全身的・全人的に捉える態度、および問題解決志向に対する理解を深めつつ、歯科医師としての人格ならびにプロフェッショナリズムを涵養する。

○ 主な研究課題

- (1) 卒前、卒後の臨床教育
- (2) 修復物（補修修復も含む）の長期臨床成績、再修復の判定基準、モニタリングの臨床成績、う蝕の進行速度、臨床研究（根面う蝕の予防、根面う蝕の進行抑制）
- (3) 頭頸部画像診断、口腔乾燥症の診断と治療、頭頸部腫瘍に対する放射線治療

○ 教育目標

(学内外早期体験実習) 早期に実際の臨床に触れることにより医療人となる自覚を持つ。

(医療面接) 良好的な患者ー歯科医師関係を築くとともに、患者情報の聴取や口腔内状態の診察に基づき、仮診断をして適切な診療科へ引き継ぐための知識、技能および態度を修得する。具体的には、信頼関係を構築するためのコミュニケーションの条件を説明できる。患者の社会的・心理的背景を考慮しつつ、正確かつ必要十分な医療面接ができる。患者の権利を理解する。歯科医師としてあるべき姿を理解する。

○ 授業内容

(医療面接) 医療面接に関する基礎知識とコミュニケーションの基本的技法を講義により学習する。次いで、小グループ実習ならびに模擬患者とともにロールプレイ実習を行い、形成的評価を繰返し受けることによって医療面接についての基本的態度、技能および知識を修得する。さらに、医療に携わる者としての人格の涵養に望ましい姿勢と態度を考える。

○ 特記事項

医療面接においては、他人の言葉から必要な情報を引き出すことを学びます。人に心を開いてもらえるよう、言葉遣いだけでなく表情、身だしなみにいたるまで自分を磨いてください。

(13) それぞれの研究分野に属さない授業科目（教務委員長）

○ 総合科目

医療人となる自覚を早期に認識させることを目的とする。授業は第1年次と第3年次に開講し、講義と実習（見学、早期体験）からなる。

○ 関連臨床医学

第3年次の前・後期に開講し、内科学、外科学、耳鼻咽喉科学、皮膚科学、精神神経科学、小児科学、産科婦人科学、泌尿器科学、眼科学、整形外科学、形成外科学、脳神経外科学、人類遺伝学、法医学に関する歯科臨床との関連性を学習するため、医学部等の教員による講義形式で行われる。

○ 総合科目

第4年次の後期、5年次の前期に開講し、本学部の特徴的な科目である。特に基礎科目と臨床科目を有機的に統合した問題基盤型（解決型）学習PBL（Problem-Based Learning）・講義・実習が行われる。

○ 特別科目

第6年次の前期に開講し、歯科医療や歯科保健を社会的側面からとらえ理解する歯科医療管理学と基礎に関連した国家試験対策を視野に入れた基礎歯学輪講がある。

○ 臨床実習

臨床実習の目標は、歯科医療の本質と精神を理解し、将来歯科医師としての必要となる基本的な態度、技術ならびに知識を修得し、卒後臨床研修に繋がる基盤を作ることである。

この実習は何らかの苦痛や問題を持った患者を対象とする治療行為が主体となるので、社会人としての教養を基に患者との信頼関係を確立する必要がある。患者の信頼を失わず、診療を円滑に進めるためには、患者本位の全人的医療の実践に努め、弛まない勉学の精神を持ち続けることである。

本学における臨床実習は、臨床開始前実習、総合診療実習、特別実習、説臨床歯学セミナー及び離島医療・保健実習によって行われる。

(1) 臨床開始前実習

臨床実習に必要な最も基本的治療技術および態度の修得と患者の診療に付随した実務的事項の学習を目的としている。

(2) 総合診療実習

指導教員の指導・監視のもとに実習生が実際に患者を担当し、患者の有する医療上の諸問題把握、インフォームドコンセント、診査法、治療計画立案、各種治療法ならびに問題解決法、評価、予後、診療録記載、保険診療等を総合的に修得することを目的としている（診療参加型臨床実習）。

(3) 特別実習

各診療科における指導者の歯科医療行為の見学・介助ならびに学内外の研修施設を利用した実習を行うことによって、歯科医師として必要な技術、態度および知識を修得することを目的としている。

(4) 臨床歯学セミナー

臨床実習を円滑かつ効果的に行うために、実習や治療の勘所をおさえるとともに総括的な知識を補充することを目的としている。

(5) 離島医療・保健実習

離島僻地歯科医療の保健・医療・福祉の側面からの総合的学習を目的としている。

VII 学生への周知事項について

VII 学生への周知事項について

1 学年別担任教員制度について

本学部は、各学年次にクラス担任教員（基礎系、臨床系）を配置しています。

クラス担任教員は、入学時から卒業時までの修学、進路、生活面等の相談窓口としてお世話しますので、気軽にご相談ください。

なお、平成27年度のクラス担任教員は下記のとおりです。

対象学年	研究分野	職名	教員名
第1年次	歯科薬理学	教授	筑波 隆幸
	歯科補綴学	教授	村田 比呂司
	分子硬組織生物学	准教授	増山 律子

2 掲示について

大学が学生に対して行う一切の告示、通知、連絡は、掲示板を通して行われます。

授業や試験等の教務事項、授業料免除・奨学生の募集・課外活動等の学生生活事項及び呼び出し連絡等はすべて掲示により通知されますので、一日に一度は掲示板を見るように心がけてください。掲示を見なかったために重大な結果になってしまっても本学部では一切責任を負いません。

掲示板は、学生支援センター、教養教育事務室にも設置しておりますが、学部の専門教育については、学務係前及び学生控室前に設置してある掲示板を利用して下さい。

3 休学、復学、退学等の取扱について

学生の皆さんのが休学、復学、退学をする場合、所定の願い出が必要となります。

願い出の用紙は学務係にありますので、必要事項を記入のうえ、学生委員長、教務委員長及び学部長を経て、学長の許可を受けなければなりません。

4 欠席、住所等の届け出について

学生の皆さんには下記の事項について、所定の届け出が必要となります。

届け出の用紙は学務係にありますので、必要事項を記入（添付書類が必要な場合は添付）のうえ、学務係に提出してください。

(1) 欠席届

病気その他やむを得ない理由により授業等を欠席する場合は、医師の診断書又は理由書を添えて学務係に提出してください。

(2) 住所届

学生は、毎年始め、その住所を学部長に届け出なければなりません。

また、住所を異動したときは、その都度、届け出なければなりません。

(3) その他

改姓、保証人、保証人住所及び連絡先等に異動があった場合も学務係に届け出が必要となります。

5 学生証について

学生は、通学の際、必ず学生証を携帯しなければなりません。

学生証は入学時に交付しますが、交付後、汚損、紛失した場合は学生支援センター内（文教キャンパス）の課外支援コーナーで再交付手続きを行ってください。

学生証は、本学の学籍を離れる際（卒業、退学、除籍）は返却しなければなりません。

6 各種証明書の発行について

全学に4ヵ所、証明書自動発行機（学生支援センター、歯学部（学務係前）、医学部（第1講義室前）、経済学部（学務係前））を設置していますので、在学証明書、卒業見込み証明書、学生旅客運賃割引証及び健康診断書が必要な場合に利用できます。

なお、学業成績証明書等の上記以外の証明が必要な場合は、学務係に申し出ください。

ただし、交付は翌日以降となりますので、余裕を持って申し込みを行ってください。

7 授業料について

本学では、授業料を納める方法として「預金口座振替システム」を実施しています。

これは全国の銀行等及び郵便局での口座振替（引落し）が可能ですので、全員加入してください。（振替手数料は本学が負担します。）

※ 授業料については、財務部財務管理課資金管理班（TEL 819-2060）に直接お問い合わせください。

8 奨学金制度について

学生への奨学援護を目的として設立された組織としては、日本学生支援機構（日本育英会）、地方公共団体、各種の財団等があります。

本学部では、各種財団等の奨学金の一部しか取り扱いません。

日本学生支援機構（日本育英会）、地方公共団体等の比較的採用数が多い奨学金は、学生支援センター（文教キャンパス）の経済支援コーナーで取り扱いますので、希望者は直接出向いて申請手続きを行ってください。

なお、奨学金募集の案内は、本学部掲示板にも掲示しますので、申し込み期限を見落とさないように注意してください。

9 電話照会について

学生諸君が、大学にいろいろな事柄を電話で照会してきますが、間違いのもとになりますので、内容によっては応じられないこともあります。また、電話での学生呼出しの依頼にも応じられま

せんので各関係者に周知しておいてください。ただし、緊急の場合はこの限りではありません。

10 環境の整備について

建物等の施設や机・椅子等の設備は、丁寧に取り扱ってください。大学としても環境の美化に努めていますが、「自分のゴミは必ず所定のゴミ箱に分別して入れる」という最低限のマナーは守ってください。(講義室等への空き缶、ゴミ等の放置)

なお、病院敷地内は、屋内・屋外を問わず全面禁煙です。

11 健康診断について

保健・医療推進センターが実施する定期健康診断は必ず受診しなければなりません。

受診しなかった学生は、自主的に別の機関で受診することになります。

定期健康診断を受診しないと実習に参加できなくなります。

12 台風等に対する休講措置について

本学では、台風積雪等による学生の事故の発生を防止するため、台風等の際の授業・定期試験の休講等の措置について、「台風、積雪その他不測の事態に対する全学的休校措置の申合せ」(P 94 参照) を定めています。

台風等に際しては、同申合せにより措置されますので、申合せの内容を十分理解のうえ、各自の判断により事故等がないよう留意してください。

13 福利厚生施設の利用について

学生及び教職員の福利厚生に寄与するため、歯学部玄関左側の丘に歯学部福利厚生施設が設置されています。この施設には、セミナー室（4室）、和室（1室）及び食堂（生協委託）が設けられていますので、使用細則等（P 98～99）を守って大いに利用してください。

ただし、施設の使用は、それぞれの施設専属の公認団体（学友会、学園祭実行委員会を含む。）の使用が優先されますので、一般学生は、優先団体の空き時間に使用することになります。

14 通学方法等について

(1) 本学部では、学生諸君のマイカー通学はできません。

バイク通学は認めていますが、指定されたバイク駐輪場に限ります。

駐輪場を利用する場合は学務係に届出してください。

(2) 学生はなるべく階段を利用し、エレベーターの利用は控えてください。エレベーターを利用する際は患者を優先してください。

(3) 研究室と共有していますので、静寂を保ってください。

15 交通事故について

(1) 交通事故（加害・被害者）は、これから6年間の修学に大きな影響を与えます。

本学では、平成15年11月28日学長裁定により「学生の交通事故に関する懲戒ガイドライン」が制定され、交通事故の加害者に対し、厳しい懲戒処分が課せられます。

このガイドラインは、大学構内での悪質違反・事故も懲戒の対象となります。

○懲戒の対象行為及び懲戒の種類

懲戒の対象行為	懲戒の種類
事故の様態が悪質である交通死亡事故	退学又は無期停学（6ヶ月以上の停学）
事故の様態が悪質である交通障害事故	有期停学（6ヶ月未満の停学）又は訓告

○事故の様態が悪質とは、道路交通法に違反する次のような行為があった場合

- ①酒酔い運転 ②麻薬等運転 ③共同危険行為等禁止違反 ④無免許運転
- ⑤大型自動車等無資格運転 ⑥仮免許運転違反 ⑦酒気帯び運転 ⑧過労運転
- ⑨大幅な速度超過運転 ⑩救護措置義務違反

○留意事項

- ① 停学期間が1ヶ月以上にわたる場合、その期間は、卒業の要件として在学すべき期間に算入されません。従って、卒業が延期されることになります。
 - ② ガイドラインでは、人身事故に係る届出義務を定めています。人身事故を起こした場合は、速やかに学生支援センター（課外活動コーナーTEL 819-2071）又は学務係の窓口に届出てください。
 - ③ 民事・刑事上の責任を問われる場合であっても、懲戒は別に行われます。
- (2) 交通事故で罰金刑以上の刑に処せられた場合は、6年次に受験する歯科医師国家試験の受験資格を喪失することがあります。

16 パソコンCALLシステムの使用について

1. 対象

医歯薬に所属する学生

2. 使用目的

資料収集、レポート作成

3. 設備

PC 2台（プリンター接続）、PC 10台（プリンター接続なし）、机及び椅子（36脚）

4. 使用許可時間

午前8時50分～午後8時00分

（土、日、祝日を除く）

5. 利用方法

隨時利用可能

17 ハラスメント防止委員会について

本学部には、各種のハラスメント（セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、アカデミックハラスメントなど）を防止するための委員会（ハラスメント防止委員会）が設置されています。下記の各委員がハラスメントについての苦情の相談窓口として対応しますので、ハラスメント被害に遭われた方やハラスメント被害の情報をお持ちの方はご相談ください。

研究分野等	職	教員名	電話
歯科薬理学	教授	築波 隆幸	819-7652
生体情報科学	准教授	岡田 幸雄	819-7637
歯周病学	教授	原 宜興	819-7681
頭頸部放射線学	准教授	角 美佐	819-7708
小児歯科	准教授	田上 直美	819-7688

VIII 附属図書館医学分館の利用について

VIII 附属図書館医学分館の利用について

1 はじめに

附属図書館医学分館は医学部構内(記念講堂横)にあります。医学・歯学およびその関連分野の本や雑誌を中心に所蔵しています。

2 開館時間と休館日

開館時間：月曜から金曜 : 8:30～22:00

土日祝日 : 10:00～20:00

休館日：夏季一斉休業、年末年始、3月31日

停電等で臨時に休館することがあります。詳細は図書館のHPで確認して下さい。

<http://www.lb.nagasaki-u.ac.jp/>

3 入館・退館

図書館を利用する時は、正面玄関から入館してください。館内へは入口ゲートで「学生証」を読み取らせてお一人づつお入りください。

退館する際は出口ゲートを通ってください。

貸出手続きを行なっていない図書館資料を持出すと、警報ブザーが鳴りゲートがロックされて通過できません。手荷物を確認させていただく事になりますのでご注意ください。

4 貸出

貸出冊数と期間 冊数：一人10冊以内、期間：2週間以内

図書を借用するときは、学生証と借用図書をカウンターへ出してください。図書自動貸出装置でも借りることができます。

貸出期間中、予約がなければ、1回返却日の延長が可能です。Webからでも延長手続きができます。

期日までに返却していない図書が1冊でもあれば新たに借りる事はできません。

図書をなくしたり、汚したりした時は弁償の義務があります。

5 中央図書館・経済学部分館の図書の利用

中央図書館（文教地区）、経済学部分館（片瀬地区）の図書を、医学分館で取り寄せて借用・返却することができます。

これらの図書は、医学分館の図書とは別にそれぞれ所定の冊数を借用できます。

6 返却

開館時間中はカウンターへお持ちください。閉館時は玄関入口に設置してある返却ポストへ入れてください。※中央図書館、経済学部分館でも返却できます。
返却が遅れた場合は、その日数分貸出が禁止となります。

7 視聴覚資料

医学・歯学関係のDVDなどを約700本所蔵しています。館内のパソコン等での視聴および館外への貸出が可能です。

8 レファレンス・サービス（参考調査業務）

学習・研究・調査等に必要な文献や情報を検索する時に、図書館の職員がお手伝いをいたします。
いつでもお気軽にご相談ください。
カウンターへ申し出ていただくか、メールや電話でもお問い合わせを受け付けております。
(受付時間 月曜日～金曜日 9：00～17：00)

9 情報検索・オンラインデータベース

★蔵書検索（O P A C）

<http://opac.lb.nagasaki-u.ac.jp/opc/>

長崎大学に所蔵している図書や雑誌の検索ができます。

★電子ブック ※学内限定

<http://www.lb.nagasaki-u.ac.jp/search/ebook/>

和洋の電子ブック26,000タイトル以上をオンラインで利用できます。

★長崎大学で利用できるオンラインデータベース（一部）

MEDLINE	医学・生命科学系で最も重要な文献情報データベース。
医中誌Web [学内限定]	国内の医学、歯学、薬学及び関連領域の文献情報データベース。
Cochrane Library [学内限定]	Evidence-Based Medicine実践のためのデータベース。
JCR: Journal Citation Reports [学内限定]	雑誌別の論文被引用件数検索データベース。 ジャーナルのImpact Factorを調査可能。
メディカルオンライン [学内限定]	国内の医歯薬学関連の電子ジャーナルおよび医療機器・くすりのデータベース。
今日の診療WEB版 [学内限定]	『今日の治療指針』『今日の診断指針』など医学書院のレファレンツツール13タイトルを利用できます。

10 電子ジャーナル

長崎大学では20,000タイトル以上の電子ジャーナルが利用できます。

★ご利用にあたって

電子ジャーナルの利用にあたっては各出版社等の利用条件や著作権法を遵守してください。

データの再配布やシステムチックなダウンロードは固く禁止します。

★電子ジャーナルリンク集 ※学内限定

<http://sfx8.usaco.co.jp/nagasaki/az>

雑誌のタイトルやDOI・PMIDで検索可能。

★学外からの利用方法

大学が契約している電子ジャーナルやデータベースは、学内LANに接続した端末からの利用が原則ですが、一部は学外からも利用することができます。

<http://ezproxy.lb.nagasaki-u.ac.jp/login>

11 学生用パソコン・長大Wi-Fi

医学分館では、学生用に学内ネットワークが使用できるパソコンを設置しています。

館内では長大Wi-Fiも使用できますので、自分のノートパソコンやスマートフォンから学内のネットワークを使用することができます。

館内に設置しているPCや自分のノートパソコンからプリンターで印刷することもできます。

(有料)

12 他大学図書館の利用

九州地区の他大学図書館は、学生証を提示すると利用できます。

その他の大学図書館を利用する場合は、紹介状を発行しますので、カウンターへ申し出てください。

13 文献複写・図書貸借（有料）

他大学の図書館から、文献のコピーや図書を取り寄せるすることができます。医学分館カウンターでお申し込みください。

14 館内マップ[°]



15 所在地・連絡先等

〒852-8523 長崎市坂本1-12-4

TEL. 095-819-7014 FAX. 095-819-7016

E-mail medlib@ml.nagasaki-u.ac.jp

ホームページ <http://www.lb.nagasaki-u.ac.jp/>

IX 歯科医師国家試験について

IX 歯科医師国家試験について

歯科医師になるためには、厚生労働大臣の行う歯科医師国家試験に合格し、歯科医師免許を取得しなければなりません。

歯科医師国家試験の受験手続は、6年次後期の応募期間内に学務係が取りまとめて行いますので、下記の書類等を期限までに提出しなければなりません。

なお、予め受験手続説明会を実施しますので、必ず出席してください。

○ 手続きに必要な書類等

(1) 写 真 1枚（出願前6ヶ月以内に撮影されたもの；縦6cm×横4cm）

- 注) ① スナップ写真は不可
② 脱帽して正面から撮影したもの
③ 裏に、撮影年月日及び氏名を記入しておく

(2) 収入印紙 18,900円（平成27年度）

(3) 印 鑑

○ 免許及び試験に関する規則（抜粋）

歯科医師法

第1章 総 則

第1条 歯科医師は、歯科医療及び保健指導を掌ることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保するものとする。

第2章 免 許

第2条 歯科医師になろうとする者は、歯科医師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。

第3条 未成年者、成年被後見人又は被保佐人には、免許を与えない。

第4条 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある。

- 1 心身の障害により歯科医師の業務を適正に行なうことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- 2 麻薬、大麻又はあへんの中毒者
- 3 罰金以上の刑に処せられた者
- 4 前号に該当する者を除くほか、医事に関し犯罪又は不正の行為のあった者

第5条 厚生労働省に歯科医籍を備え、登録年月日、第7条第1項又は第2項の規定による处分に関する事項その他の歯科医師免許に関する事項を登録する。

第6条 免許は歯科医師国家試験に合格した者の申請により歯科医籍に登録することによって行う。

- 2 厚生労働大臣は、免許を与えたときは、歯科医師免許証を交付する。
- 3 歯科医師は、厚生労働省令で定める2年ごとの年の12月31日現在における氏名、住所（歯科医業に従事する者については、更にその場所）その他厚生労働省令で定める事項を、当該年の翌年1月15日までに、その住所地に都道府県知事を経由して厚生労働大臣に届け出なければならない。

第7条 歯科医師が、第3条に該当するときは、厚生労働大臣は、その免許を取り消す。

- 2 歯科医師が第4条各号のいずれかに該当し、又は歯科医師としての品位を損するような行為のあったときは、厚生労働大臣は、次に掲げる処分をすることができる。

- 1 戒告
- 2 3年以内の歯科医業の停止
- 3 免許の取消し

第7条第3項～第8条 略

第3章 試験

第9条 歯科医師国家試験は、臨床上必要な歯科医学及び口くう衛生について、歯科医師として具有すべき知識及び技能について、これを行う。

第10条 歯科医師国家試験及び歯科医師国家試験予備試験は、毎年少なくとも一回、厚生労働大臣が、これを行う。

- 2 厚生労働大臣は、歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験の科目又は実施若しくは合格者の決定の方法を定めようとするときは、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならぬ。

第11条～第15条 略

第16条 この章に規定するものの外、試験の科目、受験手続その他試験について必要な事項及び実地修練について必要な事項は、厚生労働省令でこれを定める。

X 諸 規 則

X 諸規則

(1) 長崎大学学則

平成 16 年 4 月 1 日
学則 第 1 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 3 条）
- 第 2 章 修業年限、在学期間、学年、学期及び休業日（第 4 条－第 9 条）
- 第 3 章 入学、編入学、転入学、転学部等、休学、復学、留学、退学、転学、再入学及び除籍（第 10 条－第 28 条）
- 第 4 章 教育課程の編成、授業科目の区分等、単位、履修方法、考查及び単位の授与（第 29 条－第 44 条）
- 第 5 章 卒業及び学位並びに教員の免許状授与の所要資格の取得（第 45 条－第 48 条）
- 第 6 章 賞罰（第 49 条・第 50 条）
- 第 7 章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料（第 51 条－第 60 条）
- 第 8 章 科目等履修生、研究生、特別聴講学生、特別の課程及び外国人留学生（第 61 条－第 65 条）
- 第 9 章 雜則（第 66 条・第 67 条）

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 長崎大学（以下「本学」という。）は、国立大学法人長崎大学基本規則（平成 16 年規則第 1 号）第 3 条に規定する理念に基づき、実践教育を重視した最高水準の教育を提供し、幅広い視野と豊かな教養及び深い専門知識を備え、課題探求能力及び創造力に富んだ人材を養成し、もって地域及び国際社会に貢献することを目的とする。

2 本学の学部の修業年限、教育課程、教育研究組織その他の学生の修学上必要な事項については、この学則の定めるところによる。

(教育研究上の目的の公表等)

第 1 条の 2 各学部は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学部規程に定め、公表するものとする。

(学部、学科、課程及び収容定員)

第 2 条 本学の学部に、次の学科及び課程を置く。

学部	学科及び課程
多文化社会学部	多文化社会学部
教育学部	学校教育教員養成課程
経済学部	総合経済学科
医学部	医学科、保健学科
歯学部	歯学科
薬学部	薬学科、薬科学科

工 学 部	工学科
環 境 科 学 部	環境科学科
水 産 学 部	水産学科

- 2 経済学部は昼夜開講制とし、昼間に授業を行うコース（以下「昼間コース」という。）及び主として夜間に授業を行うコース（以下「夜間主コース」という。）を置く。
- 3 収容定員は、別表第1のとおりとする。

(講座等)

第3条 前条第1項に掲げる学部又は学科に、講座、学科目等を置く。

- 2 前項の講座、学科目等は、別に定める。

第2章 修業年限、在学期間、学年、学期及び休業日

(修業年限)

第4条 学部の修業年限は、4年とする。ただし、医学部医学科、歯学部及び薬学部薬学科にあっては、6年とする。

(入学前に一定の単位を修得した者の修業年限の通算)

第5条 大学の学生以外の者が第61条に規定する科目等履修生として一定の単位（第11条に規定する入学資格を有した後、修得したものに限る。）を修得した後に本学に入学する場合において、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、修得した単位数その他の事項を勘案して所属学部教授会の議を経て学長が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、修業年限の2分の1を超えてはならない。

(在学期間)

第6条 本学における在学期間は、修業年限の2倍を超えることができない。

(学 年)

第7条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学 期)

第8条 学年を分けて、次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

- 2 前項に定める各学期は、前半及び後半に分けることができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、学部の事情により、学長が変更することがある。

(休業日)

第9条 休業日は、次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

开学記念日 5月31日

春季休業 3月21日から4月7日まで

夏季休業 8月11日から9月30日まで

冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、学部の事情により、学長が変更することができる。
- 3 学長は、必要があると認めるときは、臨時の休業日を定めることができる。

第3章 入学、編入学、転入学、転学部等、休学、復学、留学、退学、転学、再入学及び除籍

(入学の時期)

第10条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、後期の始めに入学させることができる。

(入学資格)

第11条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入学志願の手続)

第12条 入学志願者は、所定の手続により、願い出なければならない。

(選抜試験)

第13条 入学志願者に対しては、長崎大学入学者選抜規則（平成16年規則第16号）の定めるところにより、選抜試験を行う。

(合格者の決定)

第14条 前条の選抜試験による合格者の決定は、各学部教授会の議を経て、学長が行う。

(編入学定員を有する学部への編入学)

第15条 経済学部、医学部保健学科又は環境科学部の第3年次に編入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、かつ、当該学部が別に定める出願資格を有する者とし、選抜試験を行った上、当該学部教授会の議を経て、学長が入学を許可する。

- (1) 大学を卒業した者
 - (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
 - (3) 短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者
 - (4) 外国において学校教育における14年の課程を修了した者
 - (5) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者
 - (6) 我が国において、外国の短期大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における14年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - (7) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（第11条に規定する入学資格を有する者に限る。）
 - (8) 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の専攻科の課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（第11条に規定する入学資格を有する者に限る。）
- 2 医学部医学科の第2年次に編入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とし、選抜試験を行った上、当該学部教授会の議を経て、学長が入学を許可する。
- (1) 大学を卒業した者
 - (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
 - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
 - (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(欠員のある場合の編入学及び転入学)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者については、欠員のある場合に限り、選考の上、当該学部教授会の議を経て、学長が入学を許可することがある。

- (1) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者で、編入学を志望するもの
- (2) 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者で、編

入学を志望するもの

- (3) 教育学部若しくは学芸学部の2年課程を修了した者又は学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）附則第7条に規定する従前の規定による学校の課程を修了し、若しくはこれらの学校を卒業した者で、編入学を志望するもの
 - (4) 外国において学校教育における14年の課程を修了した者で、編入学を志望するもの
 - (5) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者で、編入学を志望するもの
 - (6) 我が国において、外国の短期大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における14年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者で、編入学を志望するもの
 - (7) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（第11条に規定する入学資格を有する者に限る。）で、編入学を志望するもの
 - (8) 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の専攻科の課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（第11条に規定する入学資格を有する者に限る。）で、編入学を志望するもの
 - (9) 他の大学に在学する者又は卒業し、若しくは退学した者で、転入学を志望するもの
 - (10) 我が国において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学する者又は当該課程を修了し、若しくは退学した者で、転入学を志望するもの（第11条に規定する入学資格を有する者に限る。）
- 2 前項各号に掲げるもののほか、医学又は歯学の進学課程を修了した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者の編入学については、医学部又は歯学部が別に定める。

（編入学又は転入学を許可された者の修業年限等）

第17条 前2条の規定により入学を許可された者の入学する前に履修した授業科目について修得した単位及び入学する前に行った第37条第1項に規定する学修の取扱い並びに在学すべき年数について、所属学部教授会の議を経て、学長が定める。

- 2 前項の規定により在学すべき年数を定められた者の在学期間は、第6条の規定にかかわらず、在学すべき年数の2倍を超えることができない。
- 3 第1項の規定により在学すべき年数を定められた者の休学期間は、第22条第2項の規定にかかるらず、在学すべき年数に相当する年数を超えることができない。

（入学手続）

第18条 選抜試験又は選考の結果に基づき、入学の合格通知を受けた者は、所定の期日までに次の手続をしなければならない。

- (1) 入学料を納付すること。
- (2) 誓約書及び保証書を提出すること。ただし、第64条に規定する外国人留学生については、

誓約書のみの提出とする。

- 2 保証書の保証人は、原則として父母又はこれに準ずる者とし、学生と連帯して責任を負うものとする。保証人又は保証人の住所に変更があった場合は、速やかに届け出なければならない。
- (入学許可)

第19条 学長は、前条の入学手続（第53条の規定により、入学料の免除又は徵収猶予の申請を行つた者は、前条第1号の手続を除く。）を完了した者に入学を許可する。

- 2 学長は、入学を許可した者に対して、入学時に学生証を交付する。

(転学部等)

第20条 学生から転学部の願い出があったときは、関係学部教授会の議を経て、学長が許可することがある。

- 2 前項の規定により転学部を許可された者の修業年限等に関しては、第17条の規定を準用する。
- 3 前2項の規定は、学科及び課程を変更する場合について準用する。この場合において、第1項中「関係学部教授会」とあるのは「所属学部教授会」と読み替えるものとする。

(休学)

第21条 学生が疾病その他の理由により、引き続き2か月以上修学を中止しようとするときは、所属学部長を経て、学長に休学を願い出て、許可を受けなければならない。

(休学期間)

第22条 休学は、引き続き1年を超えることができない。ただし、特別の理由があるときは、更に1年以内の休学を許可することがある。

- 2 休学期間は、通算して4年（医学部医学科、歯学部及び薬学部薬学科にあっては6年）を超えることができない。
- 3 休学期間は、第6条及び第45条の期間に算入しない。

(復学)

第23条 休学期間が満了したとき又は休学期間に中にその理由がなくなったときは、所属学部長を経て、学長に復学を願い出て、許可を受けなければならない。

(留学)

第24条 学長は、学生が外国の大学又は短期大学で学修することが教育上有益であると所属学部教授会において認めるときは、あらかじめ、当該外国の大学又は短期大学と協議の上、学生が当該外国の大学又は短期大学に留学することを認めることがある。

- 2 留学の期間は、第6条及び第45条の期間に算入する。

(退学)

第25条 学生が退学しようとするときは、所属学部長を経て、学長に願い出て、許可を受けなければならない。

(転学)

第26条 学生が他の大学に転学しようとするときは、所属学部長を経て、学長に願い出て、受験の許可を受けなければならない。

(再入学)

第27条 第25条による退学者が、退学後2年以内に退学前に所属していた学部の学科又は課程に再入学を願い出た場合は、当該学部教授会の議を経て、学長が許可することがある。

2 前項の規定により入学を許可された者については、本学退学時までの在学期間、休学期間、留学期間及び停学期間は入学後の当該期間に通算するものとし、既に履修した授業科目について修得した単位の取扱いについては当該学部教授会の議を経て、学長が定めるものとする。

(除籍)

第28条 学生が次の各号の一に該当するときは、所属学部教授会の議を経て、学長がこれを除籍する。

- (1) 正当の理由なくして欠席が長期にわたるとき。
- (2) 成業の見込みがないと認めたとき。
- (3) 在学期間が修業年限の2倍を超えたとき又は休学期間が第22条第2項の期間を超えたとき。
- (4) 休学期間が満了しても復学の願い出をしないとき。
- (5) 授業料を納めないとき。
- (6) 第53条の規定により入学料の免除又は徴収猶予を申請した者で、次に掲げるものが納めるべき入学料を所定の期日までに納めないとき。
 - ア 免除又は徴収猶予が許可されなかったもの
 - イ 入学料の一部の免除が許可されたもの
 - ウ 徴収猶予が許可されたもの

第4章 教育課程の編成、授業科目の区分等、単位、履修方法、考查及び単位の授与

(教育課程の編成)

第29条 教育課程は、本学、学部及び学科又は課程の教育上の目的を達成するため、大学教育における基本的教養を会得させ併せて専門の幅広い基盤を理解させることを目的とした教養教育に関する授業科目（以下「教養教育科目」という。）及び学部等の専攻に係る専門教育に関する授業科目（以下「専門教育科目」という。）を有機的に組み合わせて、体系的に編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

(授業科目の区分)

第30条 教養教育科目の区分は、次のとおりとする。ただし、夜間主コースにあっては健康・スポーツ科学科目、キャリア教育科目及び地域科学科目を除くものとする。

教養ゼミナール科目

情報科学科目

健康・スポーツ科学科目

キャリア教育科目

地域科学科目

外国語科目

全学モジュールⅠ科目

全学モジュールⅡ科目

学部モジュール科目

自由選択科目

- 2 専門教育科目の区分は、各学部の履修に関する規程（以下「学部規程」という。）の定めるところによる。
- 3 第64条に規定する外国人留学生及び外国人留学生以外の学生で外国において相当の期間中等教育（中学校又は高等学校に対応する学校における教育をいう。）を受けた者（以下この章において「外国人留学生等」という。）の教育について必要があると認めるときは、第1項に規定する科目のほか、留学生用科目を開設する。
- 4 各授業科目を、必修科目、選択科目及び自由科目に分ける。

(授業科目的開設)

第31条 教養教育科目は、本学のすべての教員の参画により開設するものとする。

- 2 専門教育科目は、各学部の教員により開設するものとする。

(授業の方法)

第32条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 前項の授業は、文部科学大臣が定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(1単位当たりの授業時間)

第33条 1単位の授業科目は、45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じた1単位当たりの授業時間は、次の基準によるものとする。

- (1) 講義については15時間
- (2) 演習については30時間
- (3) 実験、実習及び実技については45時間
- 2 前項の基準どおりできない事情があるとき又は教育効果を考慮して必要があるときは、前項第1号の講義及び前項第2号の演習については15時間から30時間の範囲で、前項第3号の実験、実習及び実技については30時間から45時間の範囲で、学部規程又は長崎大学教養教育履修規程（平成24年規程第2号。以下「教養教育履修規程」という。）において定めることができる。ただし、講義、演習、実験、実習又は実技の併用により行う授業及び芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、学部規程又は教養教育履修規程の定める時間の授業をもって1単位とすることができます。
- 3 前2項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(授業期間)

第34条 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行う。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。

(成績評価基準等の明示等)

第34条の2 各学部は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 各学部は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第34条の3 各学部は、当該学部の授業の内容及び方法の改善を図るために組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(他学部における授業科目の履修等)

第35条 学生が他学部の授業科目を履修することが教育上有益であると各学部において認めるときは、当該授業科目を履修させることができる。

2 学生は、他学部の開設する授業科目を履修しようとするときは、所属学部長を経て、当該授業科目を開設する学部長の承認を受けなければならない。

3 前2項の規定により学生が履修した授業科目について修得した単位の取扱いは、学部規程の定めるところによる。

(本学大学院における授業科目の履修等)

第35条の2 学生が本学大学院に進学を希望し、当該大学院の授業科目を履修することが教育上有益であると各学部において認めるときは、当該授業科目を履修させることができる。

2 学生は、本学大学院の開設する授業科目を履修しようとするときは、所属学部長を経て、当該授業科目を開設する研究科長の承認を受けなければならない。

3 第1項の規定により学生が履修した授業科目について修得した単位は、所属学部の卒業の要件として学部規程で定める学生が修得すべき単位数（以下「卒業要件単位」という。）に含めることはできない。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第36条 学生が他の大学又は短期大学の授業科目を履修することが教育上有益であると各学部において認めるときは、あらかじめ当該他の大学又は短期大学と協議の上、学生が当該他の大学又は短期大学の授業科目を履修することを認め、その履修した授業科目について修得した単位は60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、第24条の規定により留学する場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第37条 学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修について、教育上有益であると認めるときは、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第38条 学生が本学に入学する前に次の各号の一に該当する単位を有する場合において、教育上有益であると認めるときは、その単位を入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- (1) 大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）において履修した授業科目について修得した単位
 - (2) 大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条第1項に規定する科目等履修生として修得した単位
- 2 学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修について、教育上有益であると認めるときは、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
 - 3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第36条及び前条第1項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第39条 学生が職業を有している等の事情により、第4条に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、長崎大学長期履修規程（平成18年規程第47号）の定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

(外国人留学生等に係る留学生用科目の単位の取扱い)

第40条 外国人留学生等が留学生用科目について修得した単位は、教養教育履修規程の定めるところにより、教養教育科目として修得すべき単位に代えることができる。

(履修科目の登録の上限)

第41条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業要件単位について、学生が1学年又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を学部規程で定めることができる。

- 2 前項の場合において、学部規程の定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に規定する上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(考查及び単位の授与)

第42条 学生が一の授業科目を履修した場合には、考查を行い、合格した者に対しては、単位を与える。

- 2 考査は、試験、論文、報告書その他の方法により行うものとする。

第43条 考査及び単位の認定は、学部規程又は教養教育履修規程の定めるところによる。

(履修方法等)

第44条 この章に定めるもののほか、教育課程の編成、授業科目の名称、単位数、履修方法、履修科目の登録の上限、考査及び単位の授与等については、学部規程及び教養教育履修規程の定めるところによる。

第5章 卒業及び学位並びに教員の免許状授与の所要資格の取得

(卒業及び学位の授与)

第45条 第4条に規定する期間(第15条及び第16条の規定により入学を許可された者については、第17条第1項の規定により定められた在学すべき年数)以上在学し、卒業要件単位を修得した者については、所属学部教授会の議を経て、学長が卒業を認定し、学士の学位を授与する。ただし、各学部において必要と認めるときは、在学期間及び卒業要件単位に加え、卒業の要件を課すことができる。

- 2 卒業要件単位のうち、第32条第2項の授業の方法により修得できる単位数は、別に定めのある場合を除き60単位を超えないものとする。

第46条 学部(医学部医学科、歯学部及び薬学部薬学科を除く。この条において同じ。)に3年以上在学した者(これに準ずるものとして文部科学大臣の定める者を含む。)が、卒業要件単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、第4条の規定にかかわらず、その卒業を認めることができる。

- 2 前項に規定する卒業の認定は、次の各号に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り行うことができる。

- (1) 学修の成果に係る評価の基準その他の前項に規定する卒業の認定の基準を定め、それを公表している学部の学生であること。
- (2) 第41条に規定する履修科目として登録することができる単位数の上限を定め、適切に運用している学部の学生であること。
- (3) 学生が卒業要件単位を修得し、かつ、当該単位を優秀な成績をもって修得したと認められること。
- (4) 学生が前項に規定する卒業を希望していること。

第47条 学位の授与等については、長崎大学学位規則(平成16年規則第11号)の定めるところによる。

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第48条 本学の学部の学科等において、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得した者は、教員の免許状授与の所要資格を取得することができる。

- 2 前項の規定により所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、別表第2のとおりとする。

第6章 賞 罰

(賞罰)

第49条 学生として表彰に価する行為があった場合は、学長は、所属学部長等の推薦により表彰することがある。

第50条 学生が本学の規則に背き大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反する行為があつたときは、長崎大学教育研究評議会の議を経て、学長がこれを懲戒する。

2 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

3 停学は、確定期限を付す有期の停学及び確定期限を付さない無期の停学とする。

4 停学の期間が1か月以上にわたるときは、その期間は、第6条の期間に算入し、第45条及び第46条の卒業の要件として在学すべき期間に算入しない。

第7章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料)

第51条 入学、転入学、編入学及び再入学を志願する者は、検定料を納めなければならない。

(検定料等の額及びその徴収方法等)

第52条 検定料、入学料及び授業料の額並びに徴収方法等は、この学則に定めるもののほか、長崎大学授業料、入学料、検定料及び寄宿料徴収規程(平成16年規程第92号。以下「徴収規程」という。)の定めるところによる。

(入学料の免除及び徴収猶予)

第53条 特別な事情により入学料の納付が著しく困難であると認められる者については、本人の願い出により、入学料の全部又は一部を免除し、又は徴収猶予があることがある。

2 入学料の免除及び徴収猶予については、長崎大学入学料、授業料及び寄宿料の免除等に関する規程(平成16年規程第93号。以下「免除規程」という。)の定めるところによる。

(授業料の納期)

第54条 授業料は、前期分及び後期分の2回に分け、それぞれ年額の2分の1に相当する額を次に定める期間に納めなければならない。

前期分 4月1日から4月30日まで

後期分 10月1日から10月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、前期分に係る授業料を納めるときに、当該年度の後期分に係る授業料を併せて納めることができる。

3 入学年度の前期分又は前期分及び後期分に係る授業料については、第1項の規定にかかわらず、入学を許可されるときに納めることができる。

(授業料の免除及び徴収猶予)

第55条 経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者その他やむを得ない事情があると認められる者に対しては、願い出によりその事情を審査し、授業料の全部又は一部を免除し、又は徴収猶予がある。

2 前項の授業料の免除及び徴収猶予については、この学則に定めるもののほか、免除規程の定めるところによる。

第56条 前条に規定する授業料の徴収猶予の期限は、前期分は9月15日限りとし、後期分は3月15日限りとする。

第57条 第54条に規定する授業料の納期中に休学を許可された者については、休学当月の翌月から復学当月の前月までの授業料を免除する。ただし、月の初日から休学期間が開始する場合については休学当月の分、第8条第2項及び第9条第2項の規定により後期の開始日が10月1日前となる場合で当該後期の開始日に復学するときについては復学当月の分についても免除する。

第58条 退学する者、転学する者、停学を命ぜられた者又は除籍される者については、その期分の授業料を徴収する。ただし、免除規程の規定に該当する場合は、この限りでない。

(寄宿料)

第59条 寄宿料の額及び徴収方法等については、徴収規程の定めるところによる。

2 学生に特別の事情がある場合は、寄宿料を免除することがある。

3 寄宿料の免除については、免除規程の定めるところによる。

(料金の返還)

第60条 既納の料金は、返還しない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、当該料金の相当額(第2号の場合にあっては第1号に規定する第2段階目の選抜に係る検定料に相当する額を、第4号の場合にあっては後期分の授業料相当額)を返還するものとする。

(1) 選抜試験において、出願書類等による選抜(以下「第1段階目の選抜」という。)を行い、その合格者に限り学力検査等による選抜(以下「第2段階目の選抜」という。)を行い、最終合格者を決定する場合に、第1段階目の選抜の不合格者が、所定の期日までに第2段階目の選抜に係る検定料の返還を申し出たとき。

(2) 個別学力検査の前期日程又は後期日程(以下「前期又は後期試験」という。)の出願受付後に各学部等が課す大学入試センター試験の教科・科目を受験していないことにより受験資格がないことが判明した者が、所定の期日までに前期又は後期試験に係る検定料の返還を申し出たとき。

(3) 第54条第3項の規定により入学を許可されるときに授業料を納めた者が、入学年度の前年度の3月31日までに入学を辞退し、授業料の返還を申し出たとき。

(4) 第54条第2項又は第3項の規定により前期分の授業料を納入する際に後期分の授業料を併せて納入した者が、後期分の授業料の納入時期前に休学又は退学したとき。

第8章 科目等履修生、研究生、特別聴講学生、特別の課程及び外国人留学生

(科目等履修生)

第61条 各学部の学生以外の者で、本学が開設する授業科目のうち一又は複数の授業科目について履修を希望するものがあるときは、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

(研究生)

第62条 本学において特殊の事項について研究を希望する者があるときは、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

(特別聴講学生)

第63条 他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）の学生で、本学の特定の授業科目を履修することを希望するものがあるときは、当該他の大学又は短期大学との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。

- 2 特別聴講学生に係る検定料及び入学料は、徴収しない。
- 3 特別聴講学生に係る授業料については、科目等履修生と同様とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、特別聴講学生が大学間交流協定において授業料を徴収しないこととしている外国の大学若しくは短期大学の学生又は大学間相互単位互換協定において授業料を徴収しないこととしている大学若しくは短期大学の学生であるときは、授業料を徴収しない。
- 5 既納の授業料は、返還しない。
- 6 実験、実習に要する実費は、必要に応じ特別聴講学生の負担とする。

(特別の課程)

第63条の2 学長は、本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

- 2 本学の学生が前項に規定する特別の課程を履修することが教育上有益であると認めるときは、当該課程を履修させることができる。

(外国人留学生)

第64条 外国人留学生として本学に入学を希望する者があるときは、選考の上、入学を許可することがある。

(規 程)

第65条 第61条から前条までに関する細部についての規則は、別に定める。

第9章 雜 則

(寄宿舎)

第66条 本学に、寄宿舎を置く。

- 2 寄宿舎に関する規則は、別に定める。

(保 健)

第66条の2 学生は、毎学年本学が行う健康診断を受けなければならない。

- 2 所属学部長は、学生の健康を管理し、必要に応じて治療を命じ、又は登学を停止することができる。

(補 則)

第67条 この学則の施行に必要な事項は学長が定め、各学部に必要な規程については、学長の承認を得て、各学部長が定めるものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 長崎大学学則（昭和24年5月31日制定）は、廃止する。
- 3 平成16年3月31日現在本学に在学している者（以下この項において「在学者」という。）及び平成16年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、旧長崎大学学則は、この学則の施行後も、なおその効力を有する。

附 則（平成16年11月26日学則第4号）

この学則は、平成16年11月26日から施行する。

附 則（平成17年3月24日学則第2号）

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年9月22日学則第3号）

この学則は、平成17年9月22日から施行し、改正後の長崎大学学則の規定は、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成17年12月22日学則第5号）

この学則は、平成17年12月22日から施行する。

附 則（平成18年3月22日学則第1号）

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年3月31日現在本学に在学している者（以下この項において「在学者」という。）及び平成18年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。
- 3 歯学部、薬学部及び工学部の収容定員は、改正後の別表第1歯学部の項、同表薬学部の項、同表工学部の項及び同表合計の項の規定にかかわらず、平成18年度から平成22年度までについては、次のとおりとする。

学部	学科・課程	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
歯学部	歯 学 科	325	320	320	320	320
	計	325	320	320	320	320
薬学部	薬 学 科	40	80	120	160	200
	薬 科 学 科	280	240	200	160	160
	計	320	320	320	320	360
工学部	機械システム工学科	320	320	320	320	320
	電気電子工学科	320	320	320	320	320
	情報システム工学科	200	200	200	200	200
	構造工学科	160	160	160	160	160
	社会開発工学科	200	200	200	200	200
	材料工学科	200	200	200	200	200
	応用化学科	200	200	200	200	200
	各学科共通	30	20	20	20	20
	計	1,630	1,620	1,620	1,620	1,620
合 計		6,987	6,972	6,972	6,972	7,012

附 則（平成18年7月21日学則第3号）

この学則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成18年9月22日学則第4号）

この学則は、平成18年9月22日から施行する。

附 則（平成18年10月27日学則第5号）

この学則は、平成18年10月27日から施行する。

附 則（平成19年3月22日学則第1号）

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月21日学則第3号）

改正 平成20年2月14日学則第1号

1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

2 改正後の別表第2の規定は、平成20年度入学者から適用する。

3 教育学部の収容定員は、改正後の別表第1教育学部の項の規定にかかわらず、平成20年度から平成22年度までについては、次のとおりとする。

学部	学科・課程	平成20年度	平成21年度	平成22年度
教育学部	学校教育教員養成課程	780	840	900
	計	780	840	900

4 教育学部情報文化教育課程は、改正後の長崎大学学則第2条第1項及び別表第1の規定にかかわらず、平成20年3月31日に当該課程に在学する学生が当該課程に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、その収容定員は、次のとおりとする。

課程	平成20年度	平成21年度	平成22年度
情報文化教育課程	180	120	60

附 則（平成19年12月26日学則第5号）

この学則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則（平成20年2月14日学則第1号）

この学則は、平成20年2月14日から施行する。

附 則（平成20年2月22日学則第2号）

1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

2 平成20年3月31日現在本学に在学している者（以下この項において「在学者」という。）及び平成20年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成21年2月27日学則第1号）

1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。

2 改正後の別表第1医学部の項及び同表合計の項の入学定員及び収容定員は、平成29年度までの入学定員及び収容定員とする。

3 医学部の収容定員及び収容定員の合計は、改正後の別表第1医学部の項及び同表合計の項の規定にかかわらず、平成21年度から平成25年度までについては、次のとおりとする。

学部	学科・課程	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
医学部	医学科	600	605	610	615	620
	保健学科	452	452	452	452	452
	計	1,052	1,057	1,062	1,067	1,072
合計		6,862	6,967	7,072	7,077	7,082

附 則（平成21年7月24日学則第3号）

この学則は、平成21年7月24日から施行する。

附 則（平成22年2月26日学則第1号）

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1 医学部の項及び同表合計の項の入学定員及び収容定員は、平成29年度までの入学定員及び収容定員とする。
- 3 医学部の収容定員及び収容定員の合計は、改正後の別表第1 医学部の項及び同表合計の項の規定にかかわらず、平成22年度から平成26年度までについては、次のとおりとする。

学部	学科・課程	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
医学部	医学科	620	640	660	680	700
	保健学科	452	452	452	452	452
	計	1,072	1,092	1,112	1,132	1,152
合計		6,982	7,102	7,122	7,142	7,162

附 則（平成23年2月24日学則第1号）

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月28日学則第3号）

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1 医学部の項及び同表合計の項の入学定員及び収容定員は、平成29年度までの入学定員及び収容定員とする。
- 3 医学部、歯学部及び工学部の収容定員並びに収容定員の合計は、改正後の別表第1 医学部の項、同表歯学部の項、同表工学部の項及び同表合計の項の規定にかかわらず、平成23年度から平成27年度までについては、次のとおりとする。

学部	学科・課程	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
医学部	医学科	641	662	683	704	720
	保健学科	452	452	452	452	452
	計	1,093	1,114	1,135	1,156	1,172
歯学部	歯学科	315	310	305	300	300
	計	315	310	305	300	300
工学部	工学科	380	760	1,140	1,520	1,520
	計	380	760	1,140	1,520	1,520
合計		5,858	6,254	6,650	7,046	7,062

- 4 工学部機械システム工学科、同学部電気電子工学科、同学部情報システム工学科、同学部構造工学科、同学部社会開発工学科、同学部材料工学科及び同学部応用化学科は、改正後の長崎大学学則の規定にかかわらず、平成23年3月31日に当該学科に在学する学生並びに平成23年度及び平成24年度に当該学科の第3年次に編入学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとし、なお従前の例による。

5 前項の場合において、別表第1の規定にかかわらず、工学部機械システム工学科、同学部電気電子工学科、同学部情報システム工学科、同学部構造工学科、同学部社会開発工学科、同学部材料工学科及び同学部応用化学科の第3年次編入学定員及び収容定員については、次のとおりとする。

学科・課程	平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	第3年次 編入学定員	収容定員	第3年次 編入学定員	収容定員	第3年次 編入学定員	収容定員
機械システム工学科		240		160		80
電気電子工学科		240		160		80
情報システム工学科		150		100		50
構造工学科		120		80		40
社会開発工学科		150		100		50
材料工学科		150		100		50
応用化学科		150		100		50
各学科共通	10	20	10	20		10

附 則（平成24年1月27日学則第1号）

- この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 平成24年3月31日現在本学に在学している者（以下「在学者」という。）及び平成24年4月1日以降において、在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成25年6月21日学則第2号）

この学則は、平成25年6月21日から施行する。

附 則（平成26年2月21日学則第1号）

- この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 改正後の別表第1多文化社会学部の項、同表経済学部の項、同表環境科学部の項及び同表合計の項の規定にかかわらず、平成26年度から平成28年度までについては、次のとおりとする。

学部	学科・課程	平成26年度	平成27年度	平成28年度
多文化社会学部	多文化社会学科	100	200	300
	計	100	200	300
経済学部	総合	1,350	1,260	1,170
	経済学科	250	250	250
	計	1,600	1,510	1,420
環境科学部	環境科学科	570	560	550
	計	570	560	550
合計		7,046	7,062	7,063

附 則（平成27年3月27日学則第1号）

- この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 環境科学部の収容定員及び収容定員の合計は、改正後の別表第1環境科学部の項及び同表合計の項の規定にかかわらず、平成27年度及び平成28年度については、次のとおりとする。
- 平成27年3月31日現在多文化社会学部に在学している者については、改正後の長崎大学学則別表第2多文化社会学部の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

学 部	学 科・課 程	平成27年度	平成28年度
環境科学部	環境科学科	555	540
	計	555	540
合計		7,057	7,053

附 則（平成27年3月27日学則第2号）

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年2月26日学則第1号）

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年3月31日現在本学に在学している者（以下「在学者」という。）及び平成28年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の長崎大学学則第30条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第1医学部の項及び同表合計の項の入学定員及び収容定員は、平成29年度までの入学定員及び収容定員とする。
- 4 医学部の収容定員及び収容定員の合計は、改正後の別表第1医学部の項及び同表合計の項の規定にかかわらず、平成28年度については、次のとおりとする。

学 部	学 科・課 程	平成28年度
医 学 部	医学科	723
	保健学科	452
	計	1,175
合計		7,055

- 5 平成28年3月31日現在環境科学部に在学している者については、改正後の長崎大学学則別表第2環境科学部の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1

学 部	学科・課程	定 員	入学定員	第3年次（医学部医学科にあつては第2年次） 編入学定員	収容定員
				総 合 経済学科	
多 文 化 社会 学 部	多文化社会学科		100		400
	計		100		400
教 育 学 部	学校教育教員養成課程		240		960
	計		240		960
経 濟 学 部	昼間コース	265			1,060
		60			240
	夜間主コース		15	15	30
		325		15	1,330
医 学 部	医学科	118	5	5	725
	保健学科	106	14	14	452
	計	224	19	19	1,177
歯 学 部	歯学科	50			300
	計	50			300

薬学部	薬学科	40		240
	薬科学科	40		160
	計	80		400
工学部	工学科	380		1,520
	計	380		1,520
環境科学部	環境科学科	130	5	530
	計	130	5	530
水産学部	水産学科	110		440
	計	110		440
合 計		1,639	39	7,057

別表第2

学 部	学 科 等	教員の免許状の種類（免許教科・領域）	
多文化社会学部	多文化社会学科	高等学校教諭一種免許状	(英語)
教育学部	学校教育教員養成課程	幼稚園教諭一種免許状	
		小学校教諭一種免許状 小学校教諭二種免許状	
		中学校教諭一種免許状 中学校教諭二種免許状	(国語, 社会, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 技術, 家庭, 英語)
		高等学校教諭一種免許状	(国語, 地理歴史, 公民, 数学, 理科, 音楽, 美術, 書道, 保健体育, 家庭, 情報, 工業, 英語)
		特別支援学校教諭一種免許状	(知的障害者, 肢体不自由者, 病弱者)
経済学部	総合経済学科	高等学校教諭一種免許状	(商業)
工学部	工学科	高等学校教諭一種免許状	(数学, 理科, 工業)
環境科学部	環境科学科	高等学校教諭一種免許状	(公民, 理科)
水産学部	水産学科	高等学校教諭一種免許状	(理科, 水産)

(2) 長崎大学歯学部規程

平成 16 年 4 月 1 日
歯学部規程第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、長崎大学学則（平成 16 年学則第 1 号）に定めるもののほか、歯学部（以下「本学部」という。）の教育に関し必要な事項を定めるものとする。

(教育目的)

第 2 条 本学部は、大学教育における基本的教養と専門の基盤となる幅広い知識を修得させるとともに、歯学に関する高度の専門知識を修得させ、もって責任感と社会性を身につけた歯科医師及び創造性豊かで的確な判断力と洞察力を有する歯学研究者を養成することを目的とする。

(教育課程)

第 3 条 本学部の教育課程は、教養教育に関する授業科目（以下「教養教育科目」という。）を第 1 年次から第 3 年次までに、専門教育に関する授業科目（以下「専門教育科目」という。）を第 1 年次から第 6 年次までに開設して編成する。

(歯学研究コース)

第 4 条 本学部に、先端的な研究能力を備えた博士の学位を有する歯科医師及び歯学研究者を養成するため、大学院への進学を目指す学生を対象とした歯学研究コースを置く。

(歯学研究コースの履修等)

第 5 条 歯学研究コースを選択し、履修を許可された学生は、第 3 年次前期から同コースに所属するものとする。

2 歯学研究コースの選択、履修の許可、履修方法等に関し必要な事項は、別に定める。

(最低修得単位数)

第 6 条 卒業に必要な教養教育科目及び専門教育科目の最低修得単位数は、別表第 1 のとおりとする。

(教養教育科目の履修方法、登録の上限等)

第 7 条 教養教育科目の区分、名称、単位数、履修方法等については、長崎大学教養教育履修規程（平成 24 年規程第 2 号）の定めるところによる。ただし、学生が教養教育の履修科目として登録することのできる単位数の上限については、次のとおりとする。

第 1 年次 30 単位まで

第 2 年次 30 単位まで

第 3 年次 2 単位まで

(専門教育科目の区分、名称等)

第 8 条 専門教育科目の区分、名称、単位数及び標準履修年次は、別表第 2 のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、統合科目及び特別科目の授業科目については、学年の始めに告示する。

3 研究科目は、歯学研究コースを履修する者を対象とした科目とし、研究科目の授業科目の単位数は、第 6 条に規定する最低修得単位数に算入しないものとする。

(1単位当たりの授業時間)

第9条 専門教育科目の1単位当たりの授業時間は、次の基準によるものとする。

- (1) 講義については30時間
- (2) 演習については30時間
- (3) 実験及び実習については45時間
- (4) 講義、演習、実験又は実習のうち二以上の方の併用により行う授業については30時間

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる授業科目の1単位当たりの授業時間は、教育効果を考慮して30時間とする。

早期体験実習、臨床実習

(試験及び単位の認定)

第10条 専門教育科目の単位の認定は、試験の結果に基づき行う。

2 専門教育科目の試験について必要な事項は、長崎大学歯学部試験実施細則（平成16年歯学部細則第1号）の定めるところによる。

(試験の受験資格)

第11条 専門教育科目について、授業を行った時間数の3分の1（演習、実験及び実習並びに講義、演習、実験又は実習のうち二以上の方の併用により行う授業にあっては4分の1）を超えて欠席した者に対しては、当該授業科目の試験の受験資格を認めない。

2 前項に規定する受験資格を取得できなかった者は、翌年度当該授業科目を再履修し、受験資格を取得しなければならない。

(成績評価)

第12条 専門教育科目の成績評価は、AA（90点以上）、A（89点—80点）、B（79点—70点）、C（69点—60点）及びD（59点以下）の評語をもって表し、AA、A、B及びCを合格とし、Dを不合格とする。

2 成績評価の結果は、学業成績表により、本人に通知する。

(進級)

第13条 第2年次の学生は、第2年次末までに次の各号のすべてに該当しなければ、第3年次へ進級することができない。

(1) 別表第1の教養教育科目の最低修得単位数以上を修得していること。（標準履修年次が第3年次である授業科目を除く。）

(2) 別表第2の授業科目のうち標準履修年次が第1年次及び第2年次である授業科目の単位を修得していること。

2 第3年次の学生は、第3年次末までに次の各号のすべてに該当しなければ、第4年次へ進級することができない。

(1) 別表第1の教養教育科目のうち標準履修年次が第3年次である授業科目の単位を修得していること。

(2) 別表第2の授業科目のうち標準履修年次が第3年次である授業科目（研究科目を除く。）の単位を修得していること。

3 第4年次の学生は、第4年次末までに別表第2の授業科目のうち標準履修年次が第4年次である授業科目（統合科目及び研究科目を除く。）の単位を修得していなければ、第5年次へ進級することができない。

（臨床実習の履修要件）

第14条 臨床実習を履修するためには、別表第2に掲げるすべての授業科目（臨床実習、特別科目及び研究科目の区分に属する授業科目を除く。）の単位を修得し、かつ、共用試験（CBT及びOSCE）に合格していなければならない。

2 前項の規定を満たさず臨床実習を履修できなかつた者は、原級に留め置く。

（卒業の認定）

第15条 本学部に6年以上在学し、別表第1に定める最低修得単位数以上を修得し、かつ、所定の試験に合格した者に対しては、卒業を認定する。

（編入学）

第16条 編入学について必要な事項は、別に定める。

（補則）

第17条 この規程の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 平成16年3月31日現在本学部に在学している者（以下この項において「在学者」という。）及び平成16年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、旧長崎大学歯学部規程は、この規程の施行後も、なおその効力を有する。

附 則（平成18年3月13日歯学部規程第1号）

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

2 平成18年3月31日現在本学部に在学している者並びに平成18年度及び平成19年度において第3年次に編入学する者については、改正後の長崎大学歯学部規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、改正後の別表第2の規定については、平成16年度入学者から適用する。

附 則（平成19年2月27日歯学部規程第2号）

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

2 平成19年3月31日現在本学部に在学している者並びに平成19年度及び平成20年度において第3年次に編入学する者（以下「編入学者」という。）については、改正後の長崎大学歯学部規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、改正後の第11条の規定については平成16年度の入学者及び平成18年度の編入学者、改正後の第12条の規定については平成15年度の入学者及び平成17年度の編入学者、改正後の別表第1及び別表第2の規定については平成14年度の入学者及び平成16年度の編入学者から、それぞれ適用する。

附 則（平成20年3月21日歯学部規程第1号）

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

2 平成20年3月31日現在本学部に在学している者並びに平成20年度及び平成21年度において第3年次に編入学する者については、改正後の長崎大学歯学部規程の規定にかかわらず、なお

従前の例による。

附 則 (平成21年2月20日歯学部規程第1号)

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年3月31日現在本学部に在学している者並びに平成21年度及び平成22年度において第3年次に編入学する者については、改正後の長崎大学歯学部規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成23年3月2日歯学部規程第1号)

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年3月31日現在本学部に在学している者については、改正後の長崎大学歯学部規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、改正後の別表第2の研究科目の項の規定は平成21年度及び平成22年度の入学者について、専門教養科目の項の規定は平成20年度から平成22年度の入学者についても適用する。

附 則 (平成24年3月23日歯学部規程第1号)

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年3月31日現在本学部に在学している者については、改正後の長崎大学歯学部規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、改正後の別表第2の科学日本語・英語の項の規定については、平成23年度の入学者についても適用する。

附 則 (平成24年12月25日歯学部規程第4号)

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成25年3月31日現在本学部に在学している者については、改正後の長崎大学歯学部規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成25年3月18日歯学部規程第1号)

この規程は、平成25年3月18日から施行する。

附 則 (平成26年1月20日歯学部規程第1号)

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年3月31日現在本学部に在学している者については、改正後の長崎大学歯学部規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成28年1月25日歯学部規程第1号)

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年3月31日現在本学部に在学している者については、改正後の長崎大学歯学部規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1 (第6条、第13条、第15条関係)

教養教育科目及び専門教育科目の最低修得単位数

授業科目の区分		単位数
教養教育科目	教養基礎科目	教養ゼミナール科目
		情報科学科目
		健康・スポーツ科学科目
		キャリア教育科目
		地域科学科目
		外國語科目
		英語
		初習外国語
	小計	
	18	
	モジュール科目	全学モジュールⅠ科目
		全学モジュールⅡ科目
		学部モジュール科目
		小計
	22	
	自由選択科目	自由選択科目
		小計
	2	
	計	
	42	
専門教育科目	口腔生命科学総論	
	口腔生命科学各論Ⅰ	
	口腔生命科学各論Ⅱ	
	臨床実習	
	統合科目	
	総合科目	
	特別科目	
	関連臨床医学	
	専門教養科目	
	計	
合計		195

別表第2 (第8条、第13条、第14条関係)

専門教育科目の区分、名称、単位数及び標準履修年次

授業科目の区分	授業科目	単位数		標準履修年次
		(必修)	(選択)	
口腔生命科学総論	骨学 解剖学 発達学 組織学 生物学 理化学 化学生物学 歯科病学 歯科薬理学 微生物学 病理学 微藻類	0.5 7 1 2 1.5 1.5 1.5 1 1 1 1 2.5 2.5 3		1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 3 3 3 3 3
口腔生命科学各論Ⅰ	口腔解剖学 口腔組織学 口腔生理学 口腔科病学 口腔医学	1 2 1 1 1 3 1 1 0.5		3 3 3 3 3 3 3 3 3
口腔生命科学各論Ⅱ	衛生予防歯科 小児歯科 保健歯科 歯科内視鏡 歯周病 義歫冠 床義歫 口腔外放射 歯科	1 2 3 3 1 1.5 1 1 1 1.5 4 4 2 2 2 1.5		3 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4
総合科目	学内・学外学 Scientific and Practical English コミニティ教育 歯科東洋医学	6 2 2 0.5 1		1 1 3 3 3
関連臨床医学	内外内外 隣隣隣隣	1 0.5 1 1 1 1 1		3 3 3 3 3 3 3
統合科目	学年始めに告示する。	20		4・5
特別科目	学年始めに告示する。	1		6
臨床実習		43		5・6
研究科目	基礎歯学 基礎臨床歯学 研究研究 概論概論 研究研究		1 5 1 3	3 3・4 4 5・6
専門教養科目	実践臨床歯科英会話	1		4
合	計	153	10	

(3) 歯学研究コースに関する申合せ

平成21年3月20日
教 授 会 決 定

歯学研究コースの選択、履修許可、履修方法等について次のとおり申し合わせる。

1 歯学研究コースの定員

定員は、原則としてAO入試選抜者及び歯学研究コースの履修を許可された者併せて20名とする。

2 コース選択者の選抜方法

AO入試選抜者以外で歯学研究コースの履修を希望する者は、2年次後期の所定の期日までに学部長に履修希望届を提出し、許可を受けなければならない。

3 履修の許可

履修希望届の提出があった者に対し、必要に応じて教務委員会が指名した教員による面接を行い、その結果をもとに教務委員会が選抜のうえ学部長に推薦し、学部長が許可する。

なお、AO入試選抜者については、同コースの履修について原則として学部長の許可があつたものとする。

4 履修方法について

歯学研究コースを履修する者は、第3年次前期から同コースに所属するものとし、歯学部規程別表第2に定める研究科目を修得しなければならない。

5 修了の認定について

研究科目を全て修得した者に対してのみ、同コースの修了を認定する。

なお、修了証書の授与については研究科目を全て修得した時点で行うものとする。

6 欠員の補充について

原則として欠員の補充は行わない。但し、欠員を補充するに足る理由があると学部長が認めた場合は、この限りではない。

附則

この申合せは、平成21年4月1日から施行する。

附則

この申合せは、平成23年1月19日から施行する。

附則

この申合せは、平成26年8月27日から施行する。

(4) 歯学研究コース報告書について

平成27年9月16日
歯学部教授会決定

歯学研究コース修了者は、本学大学院医歯薬学総合研究科に進学することを原則として、早期修了に係る要件を満たす場合、大学院の早期修了制度の適用を受けることができる。

当該要件の1つである報告書提出に係る詳細については下記のとおりとする。

なお、この報告書が認定された者が早期修了可能となるため、それを希望しない者や他大学の大学院に進学する者などは提出する必要はないものとする。

記

報告書提出に係る詳細

1. 様式

(1) Thesis形式で作成する。

一般の研究論文に相当する形で、Abstract, Introduction, Materials&Methods, Results, Discussion, Conclusions, References, Acknowledgements, Table, Figureの構成とする。

(2) 英語または日本語で作成する。

(3) 日本語で作成する場合は、英文のAbstractをつける。

(4) 字数制限は設けないが、それなりの量も必要。

(5) 基本形式は、歯科基礎医学会のJournal of Oral BiosciencesのGuide for Authors (<http://www.elsevier.com/journals/journal-of-oral-biosciences/1349-0079/guide-for-authors#57200>)に準ずる。

(6) 学会発表などがある場合は、その抄録、ポスターなどを添付する。

(7) 共著の論文がある場合は、それを報告書の代わりとして提出することが出来る。

2. 提出期限

2月末までとする。

3. 提出先

電子ファイル(USBメモリー、CD-R等)とプリントアウトしたもの1部を歯学系事務室学務係に提出すること。なお、書留郵送もしくは持参すること。

4. 審査方法

教務委員会及び教授会において、早期修了の要件として認めるか審議する。

(参考) 早期修了に係る要件

1. 歯学研究コース科目を履修する。

2. 歯学研究コース報告書を提出する。

3. 長崎大学大学院学則第19条及び第20条並びに長崎大学大学院医歯薬学総合研究科規程第25条第3項及び第5項のただし書に規定する特例の適用に必要な条件をすべて満たす。

(5) 長崎大学歯学部試験実施細則

平成 16 年 4 月 1 日
歯学部規程第 1 号

(趣 旨)

第 1 条 この細則は、長崎大学歯学部規程（平成 16 年歯学部細則第 1 号。以下「規程」という。）

第 10 条第 2 項の規定に基づき、専門教育科目の試験について必要な事項を定める。

(定期試験)

第 2 条 定期試験は、原則として学期末に行う。

(追 試 験)

第 3 条 病気その他やむを得ない理由により定期試験を受けることができなかつた者は、欠席届に医師の診断書又は理由書を添えて所定の期日までに、学部長に届けなければならない。

2 前項の理由により定期試験を受けることができなかつた者に対しては、追試験を行うことがある。

3 追試験は、原則として当該学期末に行う。

(再 試 験)

第 4 条 試験に合格していない者には、再試験を行うことがある。

2 前項の規定による再試験を実施する場合は、1 回を限度とし、原則として学期末に行う。

(試験の告示)

第 5 条 試験の日時、方法等は、事前に告示する。

(試験結果の発表)

第 6 条 試験の結果は、当該試験終了後 1 週間以内に合格者について発表する。

(不正行為)

第 7 条 試験において不正行為を行つた者に対しては、当該学期に履修した全授業科目の試験を無効とするほか、厳重な処分を行う。

附 則

この細則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(6) 長崎大学歯学部の授業科目の試験における学生の不正行為に関する申合せ

平成 16 年 4 月 1 日
教 授 会 決 定

長崎大学歯学部の授業科目の試験（定期試験期間外に実施される試験も含む。）において不正行為を行った学生に対する措置に関して、長崎大学歯学部試験実施細則第 7 条（不正行為）に基づき、次のとおり申し合わせる。

(1) 不正行為を行ったと見なされる学生及び試験監督者に対する事情聴取は、教務委員長の立ち会いのもとに学生委員会が個別に行う。

(2) 事情聴取を受けた学生に対する措置は、学生委員会が審議し、教授会が決定する。

(3) 不正行為を行った学生に対しては、学部長による厳重注意を行い、当該授業科目のほかその学期に履修した全授業科目の試験を無効とする。

ただし、実験、実習あるいはこれに準じる授業科目の履修を取り消すか否かは教授会の判断によるものとする。

(4) 特に情状酌量の余地がある場合は、例外として(3)の措置が軽減される場合がある。

(5) 不正行為の事実認定に関して不服がある場合は、事情聴取日から 7 日以内に学生委員会に異議申し立てを行うことができる。この場合、教授会は、教授、准教授及び講師 5 名（ただし、授業担当者、試験監督者及び補助者、学生委員会委員及び教務委員会委員を除く。）からなる調査 WG を設置する。

調査 WG は、1 ヶ月以内に改めて事実認定を行い、教授会に答申する。

なお、この異議申し立ては、事実認定に限り有効であり、処分内容に関してはその限りではない。

(6) 教務・学生の両委員会は、オリエンテーション等の機会を利用して不正行為防止の徹底を図る。

(7) この申し合わせは、平成 15 年 7 月 23 日から施行する。

(7) 歯学部再試験の評価方法について

平成 20 年 7 月 16 日
教 授 会 決 定

長崎大学歯学部試験実施細則第 4 条に規定する再試験の評価方法については、平成 21 年度から、下記のとおりとします。

再試験の評価は、100 点満点で 60 点以上を合格とし、合格者はすべて C 評価（60 点）とする。

(8) 専門教育科目の再履修に関する申合せ

平成 15 年 9 月 16 日
教 授 会 決 定
平成 21 年 3 月 20 日
教 授 会 改 正

本学部で開講する専門教育科目について、次の事項に該当する場合は、その専門教育科目を再履修しなければならない。

- (1) 歯学部規程第 11 条に定める試験の受験資格がない場合
- (2) 歯学部試験実施細則第 3 条に定める追試験を受験しなかった場合
- (3) 歯学部試験実施細則第 4 条第 2 項に定める再試験に合格しなかった場合

(9) 臨床実習の評価及び修了認定に関する申合せ

平成 15 年 11 月 19 日
教 授 会 決 定

この申合せは、臨床実習の評価及び修了認定に関し、必要な事項を定める。

1. 臨床実習の修了要件

臨床実習を修了するためには、開始前実習、特別実習及び総合診療実習（以下「実習」という。）を修了しなければならない。

2. 臨床実習の評価及び修了認定

- (1) 全ての診療科（12 診療科。以下同じ。）について個別評価を行い、その結果に基づき総合評価を行う。
- (2) 個別評価を受けるためには、受験資格（授業時間数の 4 分の 3 以上の出席）を取得しなければならない。受験資格を取得できなかった者は、臨床実習（但し、開始前実習を除く）を再履修し、受験資格を取得しなければならない。
- (3) 総合評価は、全ての診療科の個別評価の評点が 60 点以上の者について行う。
- (4) 個別評価の評点が 1 診療科でも 60 点未満の者については、臨床教育委員会において、臨床実習に関する全資料を参考にして再評価して、総合評価の対象にすることもある。ただし、全ての診療科の個別評価の評点の合計点が 720 点未満の者については、再評価は行わない。
- (5) 総合評価の評点は、個別評価の合計点の平均点とする。
- (6) 総合評価の評点が 60 点以上の者については、臨床実習の修了を認定する。

3. 臨床実習の評価及び修了認定

臨床実習を修了した者については、2 に規定する総合評価の評点を臨床実習の評価とし、教授会に諮り、修了を認定する。

附則

この申合せは、平成 15 年 11 月 19 日から施行する。

附則

この申合せは、平成 19 年 9 月 19 日から施行する。

附則

この申合せは、平成 22 年 9 月 15 日から施行する。

(10) 卒業試験の実施及び評価に関する申合せ

平成21年6月17日
教授会決定

この申合せは、卒業試験の実施及び評価に関し、必要な事項を定める。

1. 受験資格

臨床実習の評価及び修了認定に関する申合せの規定により開始前実習、特別実習及び総合診療実習の修了を認定された者でなければ、卒業試験を受験することはできない。

2. 卒業試験問題

卒業試験問題は、臨床系及び基礎系の全ての歯学系専門分野の問題からなる。

3. 試験方法

卒業試験実施は、総合歯科臨床教育学教授が統括する。試験時間、問題数等は、直近の歯科医師国家試験に準拠し、日程は別途通知する。

4. 卒業試験の合格認定

臨床系及び基礎系の全ての歯学系専門分野の個別正答率が70点以上の者は、卒業試験を合格したものとして認定する。

5. 再試験

卒業試験に合格していない者には、1回を限度として再試験を行うことがある。

6. 卒業試験に不合格となった者の取扱い

卒業試験に不合格者となった者は、翌年度に再度卒業試験を受験しなければならない。

附則

この申合せは、平成19年9月19日から施行する。

附則

この申合せは、平成21年6月17日から施行する。

附則

この申合せは、平成22年9月15日から施行する。

附則

この申合せは、平成23年6月15日から施行する。

附則

この申合せは、平成26年9月17日から施行する。

(11) 臨床実習の履修要件に関する申合せ

平成 17 年 12 月 21 日
教 授 会 決 定

臨床実習を履修するためには、歯学部規程第 14 条に規定しているように専門教育科目区分（同規程別表第 2）に掲げるすべての授業科目（ただし、臨床実習及び特別科目の区分に属する授業科目を除く。）の単位を修得し、臨床実習開始前に共用試験（C B T 及び O S C E）に合格しなければならない。

(12) 長崎大学学則第28条第二号の適用に関する申合せ

平成17年1月18日
教授会決定
平成21年3月20日
教授会改正

歯学部歯学科は、長崎大学学則第28条第二号の適用に関し、次に掲げる者を該当者として取り扱うものとする。

- 歯学部規程の第13条第1項に掲げる第3年次への進級要件を入学後の在学中4年間（休学期間を除く）に満たさなかった者

長崎大学学則

（除籍）

第28条 学生が次の各号の一に該当するときは、所属学部教授会の議を経て、学長がこれを除籍する。

- 一 正当の理由なくして欠席が長期にわたるとき。
- 二 成業の見込みがないと認めたとき。
- 三 在学期間が修業年限の2倍を超えたとき又は休学期間が第22条第2項の期間を超えたとき。
- 四 休学期間が満了しても復学の願い出をしないとき。
- 五 授業料を納めないとき
- 六 第53条の規定により入学料の免除又は徴収猶予を申請した者で、次に掲げるものが納めるべき入学料を所定の期日までに納めないとき。
 - ア 免除又は徴収猶予が許可されなかったもの
 - イ 入学料の一部の免除が許可されたもの
 - ウ 徴収猶予が許可されたもの

成業の見込みがないと認めたときは、学則により除籍処分にすることがあります。歯学部歯学科では、上記の申合せに該当する者を、成業の見込みがない者とします。

(13) 成績優秀者及び授業料免除の学力評点計算に係る既修得科目（単位）
並びに編入学者の認定科目（単位）の取扱い

1 第1年次に入学する学生の既修得科目（単位）の取り扱い

(1) 教養教育科目

既修得科目「認」の単位は、全て「B」評価として取り扱う。

(2) 専門教育科目

既修得科目（単位）「認」の単位は、次のとおり取り扱う。

① 1～3年次生

全て「B」評価として取り扱う。

② 4～6年次生

認定科目に当てられた科目の平均評点値 {小数点以下四捨五入（在学生の成績のうち合格者に限る。）} を評点とする。

2 編入学者の認定科目（単位）の取り扱い

(1) 教養教育科目

教養教育科目の最低修得単位数を全て「B」評価として取り扱う。

(2) 専門教育科目

専門教育の認定科目「認」の単位は、認定科目に当てられた科目の平均評点値 {小数点以下四捨五入（在学生の成績のうち合格者に限る。）} を評点とする。

3 この取り扱いは、平成15年6月18日から施行し、平成14年度入学者から適用する。

(14) 関連臨床医学科目的単位取得等に関する申合せ

平成 20 年 6 月 18 日
歯学部教授会決定

関連臨床医学科目的単位取得等について次のとおり申し合わせる。

- 1 本申合せにおいて、関連臨床医学科目及び各関連臨床医学科目を構成する授業科目（以下「授業科目」という。）は、下表のとおりとする。

関連臨床医学科目	授業科目
内科学各論	内科学 1・内科学 3・血液学・感染症学
外科学各論	外科学 1・外科学 2
隣接医学 I	皮膚科学・眼科学・耳鼻咽喉科学・整形外科学・形成外科学
隣接医学 II	小児科学・産科婦人科学・泌尿器科学・精神神経科学・脳神経外科学
隣接医学 III	人類遺伝学・法医学

- 2 試験の受験資格

下表の開講コマ数欄に対応する必要出席回数欄に掲げる回数以上出席していない場合は、当該授業科目の試験の受験資格は認めない。

開講コマ数	必要出席回数
3 コマ以上	開講コマ数の 3 分の 2 以上
2 コマ	2

- 3 成績評価

- (1) 全ての授業科目を合格(60点以上)した場合に、関連臨床医学科目の単位(1単位)を付与する。
(2) 関連臨床医学科目の評価方法は、下記のとおりとする。

（例）内科学各論の場合

内科学 1（講義時間 10h, 90 点）、内科学 3（講義時間 10h, 80 点）

血液学（講義時間 4h, 70 点）、感染症学（講義時間 4h, 60 点）

内科学各論の評価（小数点第 1 位四捨五入）

$$= (90 \text{点} \times 10\text{h}/28\text{h}) + (80 \text{点} \times 10\text{h}/28\text{h}) + (70 \text{点} \times 4\text{h}/28\text{h}) + (60 \text{点} \times 4\text{h}/28\text{h})$$

- 4 再履修

受験資格を認められなかった授業科目及び不合格となった授業科目については、当該授業科目を再度履修しなければならない。

(15) 統合科目の単位取得等に関する申合せ

平成18年7月19日
歯学部教授会決定

統合科目の単位取得等について次のとおり申し合わせる。

1 試験の受験資格

統合科目を構成する授業科目（以下「授業科目」という。）について、授業を行った時間数の3分の2（PBL、実習などを行う授業科目にあっては4分の3）以上出席しなかった者に対しては、当該授業科目の試験の受験資格は認めない。

2 成績評価

- (1) 授業科目についての単位の付与は行わない。
- (2) 全ての授業科目を合格（60点以上）した場合に、統合科目の単位（20単位）を付与する。
- (3) 統合科目の評価は、全ての授業科目の平均点をもってその評価とする。

3 再履修

受験資格を認められなかった授業科目及び不合格となった授業科目については、当該授業科目を再度履修しなければならない。

(16) 共用試験（CBT, OSCE）の効力（合格）に関する申合せ

平成18年6月21日歯学部教授会決定
平成26年10月15日歯学部教授会改正

「臨床実習の履修要件」である共用試験（CBT, OSCE）の効力（合格）について次のとおり申し合わせる。

- 共用試験の CBT 及び OSCE の効力（合格）は、それぞれ翌年度の臨床実習の履修要件まで有効とする。

附 則

この申合せは、平成18年6月21日から施行する。

附 則

この申合せは、平成26年10月15日から施行する。

(17) 特別科目の単位取得等に関する申合せ

平成20年3月19日
歯学部教授会決定

特別科目の単位取得等について次のとおり申し合わせる。

1 試験の受験資格

特別科目を構成する授業科目（以下「授業科目」という。）について、授業を行った時間数の3分の2以上出席しなかった者に対しては、当該授業科目の試験の受験資格を認めない。

2 成績評価

- (1) 授業科目についての単位の付与は行わない。
- (2) 全ての授業科目を合格（60点以上）した場合に、特別科目の単位（1単位）を付与する。
- (3) 特別科目の評価は、全ての授業科目の平均点をもってその評価とする。

3 再履修

受験資格を認められなかった授業科目及び不合格となった授業科目については、当該授業科目を再度履修しなければならない。

(18) 台風、積雪その他不測の事態に対する全学的休講措置の申合せ

平成16年8月23日 教務委員会決定
平成19年10月22日 教務委員会一部改正
平成23年8月22日 教務委員会全部改正
平成26年7月28日 教務委員会一部改正

この申合せは、台風、積雪その他の不測の事態による学生の事故の発生を防止するため、全学的に統一した授業及び定期試験（以下「授業等」という。）の休講又は延期（以下「休講等」という。）の措置に関し、必要な事項を定める。

1. 台風又は積雪（以下「台風等」という。）による休講等の措置

台風等による授業等の休講等の措置は、学長が次の(1)及び(2)を勘案して決定する。

(1) 気象警報

台風等により、長崎県南部に長崎地方気象台が発表する特別警報、暴風警報、大雪警報、暴風雪警報等が発令されている場合

(2) 公共交通機関

台風等により、次の2つ以上の公共交通機関が長崎市内全線不通の場合

長崎バス

長崎県営バス

長崎電気軌道

JR長崎本線（諫早～長崎間）

2. その他不測の事態による授業等の休講等の措置

1. に規定するもののほか、地震、洪水その他の不測の事態が発生した場合における授業等の休講等の措置は、学長が適宜状況を判断の上、決定するものとする。

3. 休講等の措置の周知

1. 及び2. により決定した休講等の措置は、次の表に掲げる時間帯に応じ、同表の右欄に掲げる時間までに学生支援部教育支援課が、NU-Webシステム（学務情報システム）の「お知らせ」及び大学ホームページの携帯サイトを使用して周知を行うとともに、学内においては掲示により周知を行うものとする。

休講等の時間帯	時間
午前の授業等	午前7時
午後の授業等（経済学部夜間主コースの授業等を除く。）	午前11時
経済学部夜間主コースの授業等	午後4時

4. 教育実習等の場合の取扱い

教育実習、臨床実習、介護等体験実習、インターンシップ等の場合は、各実習先の指示に従うものとする。

附 則

この申合せは、平成26年7月28日から施行する。

(参考)

台風等による休講情報携帯サイト <http://n-info.nagasaki-u.ac.jp/m>



(19) 学生の授業期間中における国内・国外の学会等への出席又は参加に関する取扱い

平成15年12月17日
教 授 会 決 定

1 歯学部が定めた正規の授業期間中において、学生が公式及び非公式を問わず国内・国外の学会等に出席又は参加する場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

- (1) 学生が学会等への出席又は参加を計画する場合は、欠席届にその趣旨、目的を明らかにした理由書及びパンフレット等を添えて、開催日の2ヶ月前までに学部長に届けなければならない。
- (2) 教務委員会は、当該学生に対し、出席又は参加の意義を含め事情聴取を行うと共に、当該科目の主任教授と対応について協議する。
- (3) 臨床実習期間（予備実習も含む。）中については、臨床教育委員会が対応を協議し、教務委員会はその内容を審議する。
- (4) 臨床教育委員会は、当該学生の出席又は参加が有益と見なされる場合、臨床実習主任指導者委員会へ可能な範囲で実習日程の変更を依頼することができる。
- (5) 教務委員会は、(2)及び(3)により許可した学生に対し、補講、研修レポート等の何れかの措置をとる。

2 この取扱いは、平成15年12月17日から施行する。

(20) 長崎大学歯学部福利厚生施設規程

(設 置)

第1条 長崎大学坂本地区南部に長崎大学歯学部福利厚生施設（以下「本施設」）を置く。

(目 的)

第2条 本施設は、学生及び教職員の福利厚生に寄与することを目的とする。

(管理運営)

第3条 本施設の管理運営の責任者は、歯学部長とする。

2 本施設の管理運営の重要事項については、長崎大学学生委員会において審議する。

(談話室等)

第4条 本施設に、談話室、和室及び軽食堂を置く。

(事 務)

第5条 本施設に関する事務は、医歯薬学総合研究科歯学系事務室学務係において処理する。

(補 則)

第6条 この規程に定めるもののほか、本施設の使用について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

(21) 長崎大学歯学部福利厚生施設使用細則

(趣 旨)

第1条 この細則は、長崎大学歯学部福利厚生施設規程（平成16年4月1日規程第24号）第6条の規定に基づき、長崎大学歯学部福利厚生施設（以下「本施設」という。）の使用について必要な事項を定めるものとする。

(使 用 者)

第2条 本施設を使用できる者は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 歯学部（以下「学部」という。）の学生及び教職員
- 二 その他、歯学部長が適当と認めた者

(開館及び休館)

第3条 開館時間は、午前9時から午後8時までとする。

- 2 休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - 一 日曜日及び土曜日
 - 二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - 三 12月28日から翌年1月4日まで
- 3 前2項の規定にかかわらず、歯学部長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(使用手続)

第4条 談話室及び和室を使用する者は、使用責任者を定め、別に定める使用願を歯学部長に提出し、許可を得なければならない。

- 2 使用の申込は、使用予定日の1ヶ月前から3日前までとする。

(遵守事項)

第5条 本施設を使用する者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 使用を許可された本施設を、他の者に転貸しないこと。
- 二 使用開始時刻及び使用終了時刻を守ること。
- 三 掲示物は、医歯薬学総合研究科歯学系事務室学務係（以下「学務係」という。）
- 四 その他、学務係員の指示に従うこと。

(使用の中止又は変更)

第6条 使用責任者は、使用を中止又は変更しようとするときは、速やかに学務係に申出て許可を得なければならない。

(許可の取消)

第7条 使用者が、この細則及び許可条件に違反した場合又は予告しないで使用開始時刻を30分以上経過してもなお使用しないときは、使用許可を取消す。

(損害の弁償)

第8条 使用者は、故意又は過失により施設、設備及び備品等を破損、滅失又は汚損したときは、

直ちに学務係に届けるとともに、その損害を弁償するものとする。

(その他)

第9条 使用責任者は、使用直後直ちに後始末、掃除を行い、学務係に連絡しなければならない。

附 則

この細則は、平成15年10月1日から施行する。

(22) 学生控室及びロッカー室の使用心得

- (1) 室内の環境整備（清潔、整頓、美化）に心がけてください。
- (2) 室内は禁煙となっており、火気の使用はできません。
- (3) 使用時間は原則として午前8時から午後7時までとなっています。時間外の使用は学生の自己責任となります。
- (4) 盗難に注意するとともに貴重品は自己管理してください。
- (5) 室内は共有スペースとなっておりますので、みだりに大声（奇声）を発するなど他の利用者に迷惑をかけるような行為をしないようにしてください。
- (6) 学生専用ロッカーは新2次生から学務係で貸与します。鍵を紛失した場合は自己負担となります。学籍を離れるときは鍵を学務係に返却してください。

(23) セミナー室の使用について

1 対象

歯学部の教職員、歯学部学生

2 使用目的

授業、研修会、研究会、会議、学生団体の行事

3 使用許可時間

午前8時50分～午後8時00分

(土、日、祝日を除く)

4 利用方法

学務係で予約のうえ、鍵を貸し出し

5 名称及び収容人数等

名 称	収容人数	場 所
セミナー室 1	18	福利厚生棟 2 階
セミナー室 2	18	"
セミナー室 3	6	"
自習室 4 A	24	C 棟 4 階
自習室 4 B	12	"

6 使用上の注意

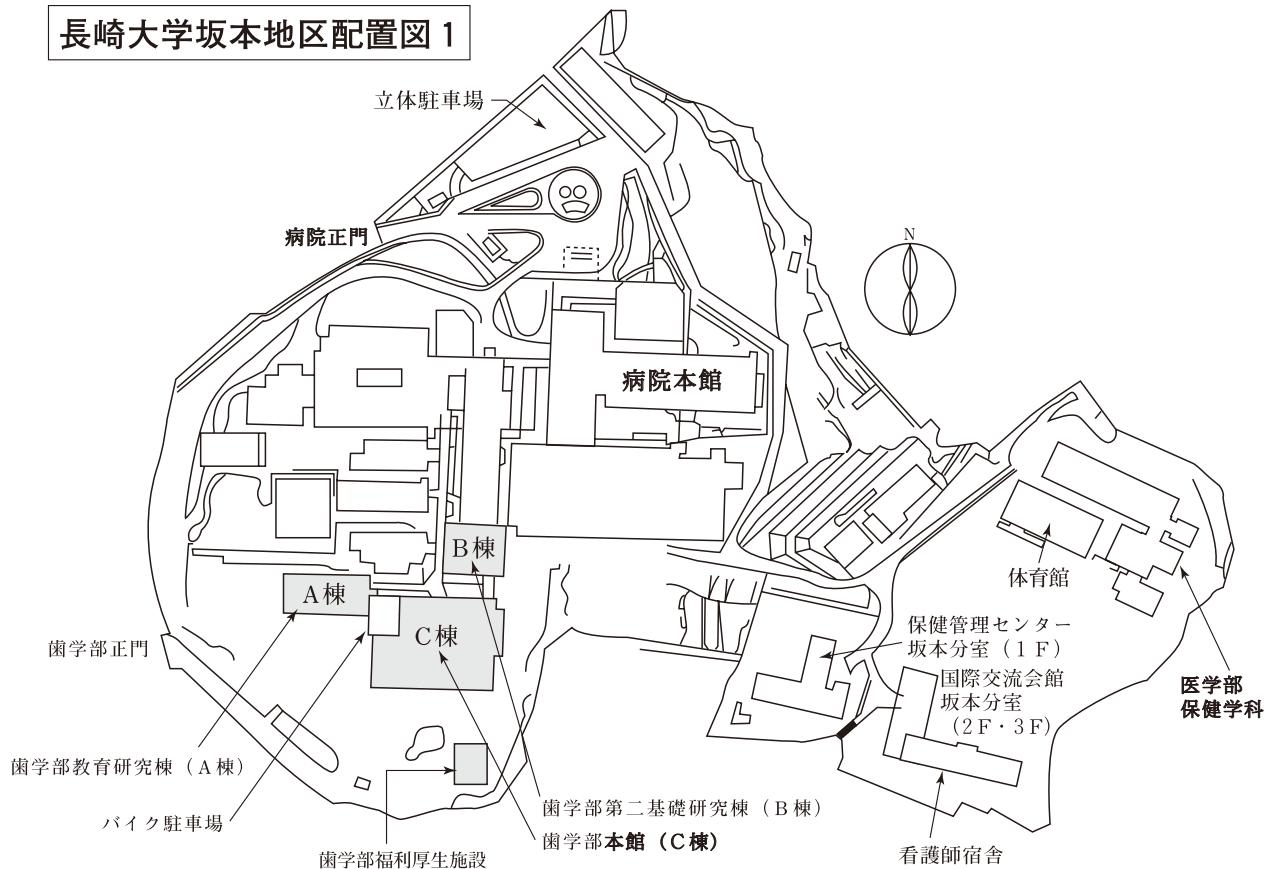
部屋の使用者は、下記に従って同学習室を常に大切、清潔に保つように心がける。

- (1) 部屋の戸締りはきちんと行う。
- (2) 建物内は禁煙とし、火気は厳禁とする。
- (3) 壁にガムテープ、両面テープ等を使用して、写真等を貼り付けない。
- (4) 使用しない時間の冷暖房及び電灯はこまめに消し、節電に努める。
- (5) 原則として学習に関係しないものは持ち込まない。

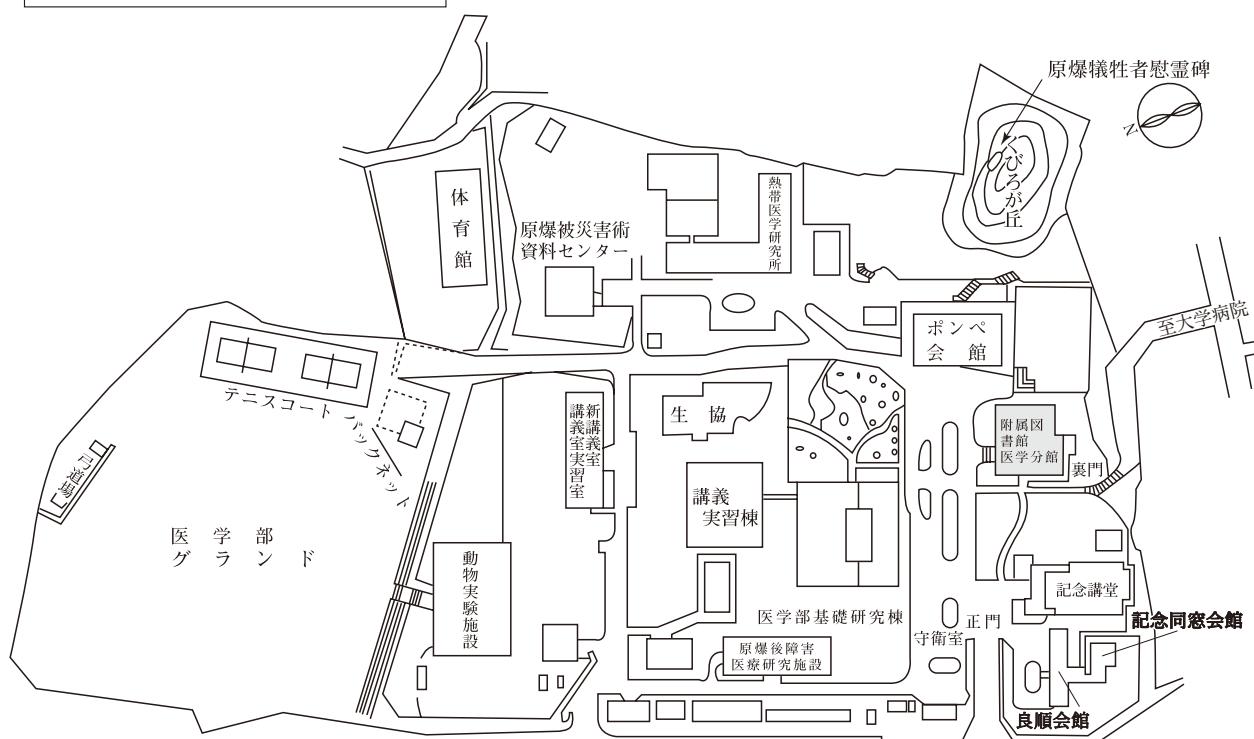
7 本部屋を目的外に使用した場合及び上記内容に反した場合には、それ以後の使用が禁止される。

付録　歯学部配置略図
(建物平面図)

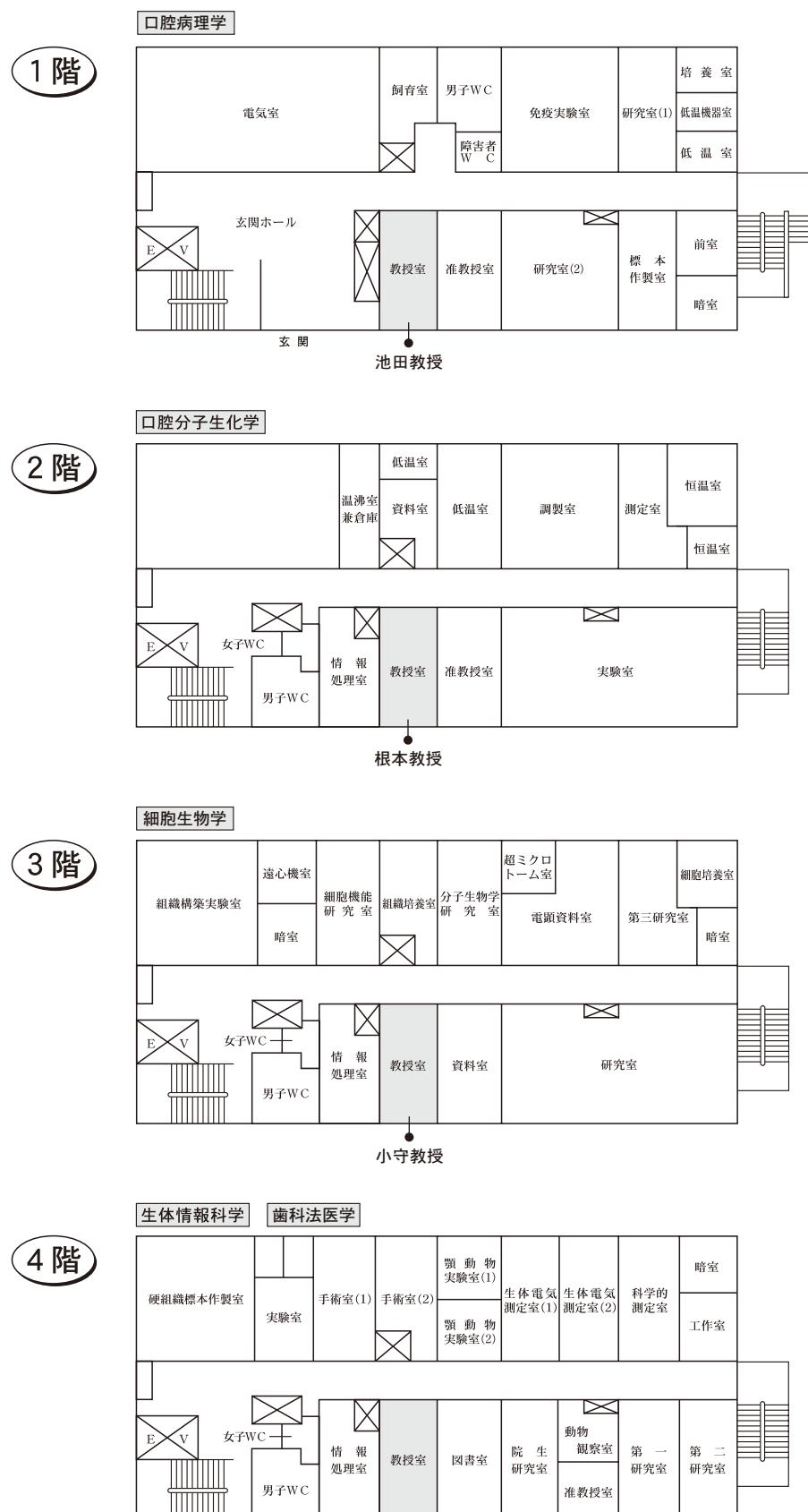
長崎大学坂本地区配置図 1



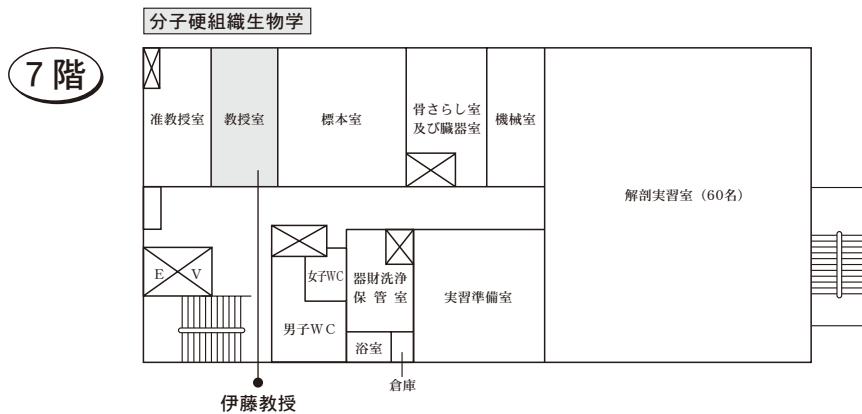
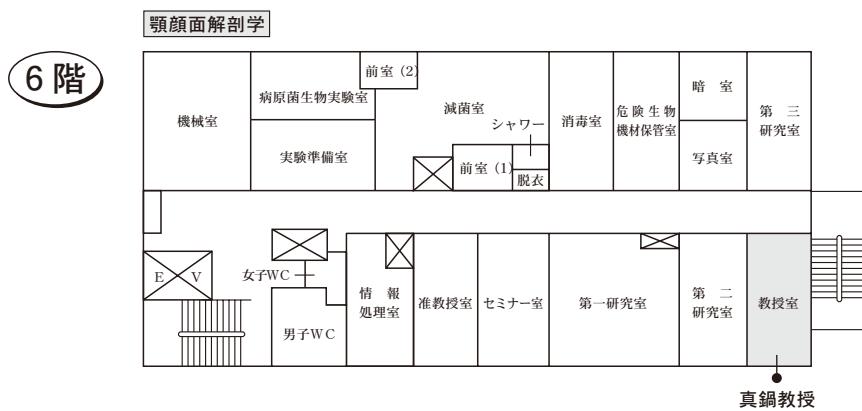
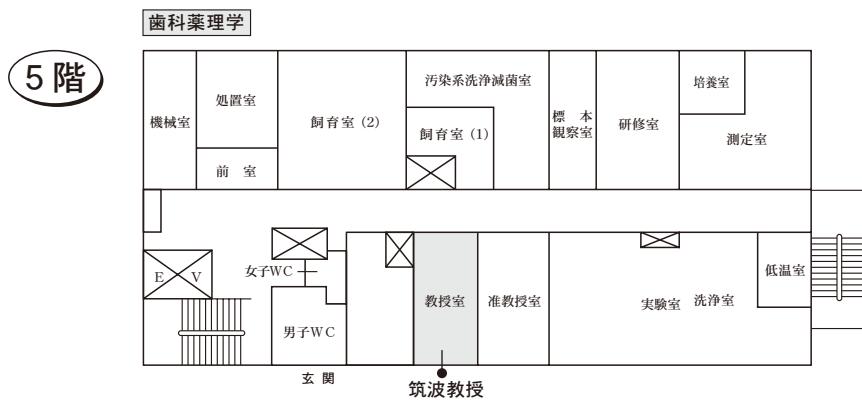
長崎大学坂本地区配置図 2



(1) 歯学部教育研究棟(A棟) 平面図(1階~4階)

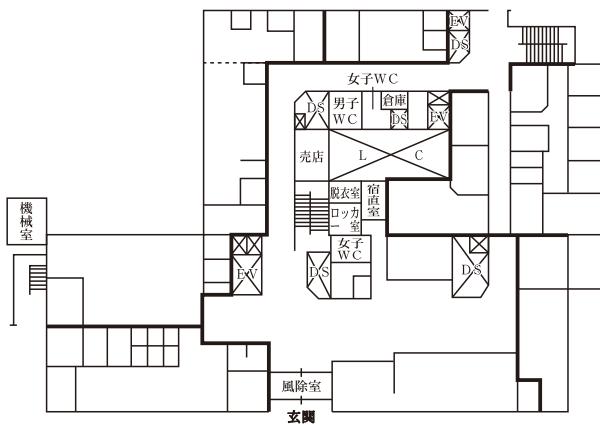


(1) のつづき (5階~7階)

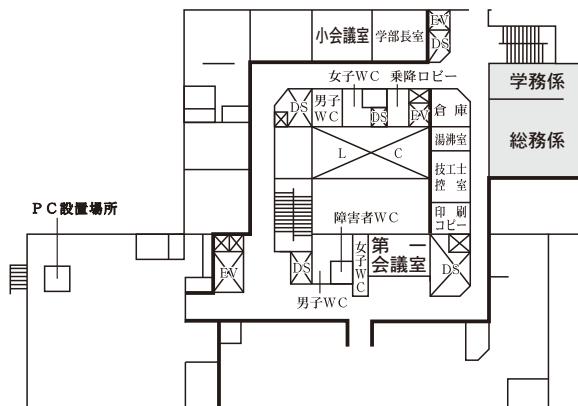


(2) 歯学部臨床研究棟(C棟) 平面図(1階~3階)

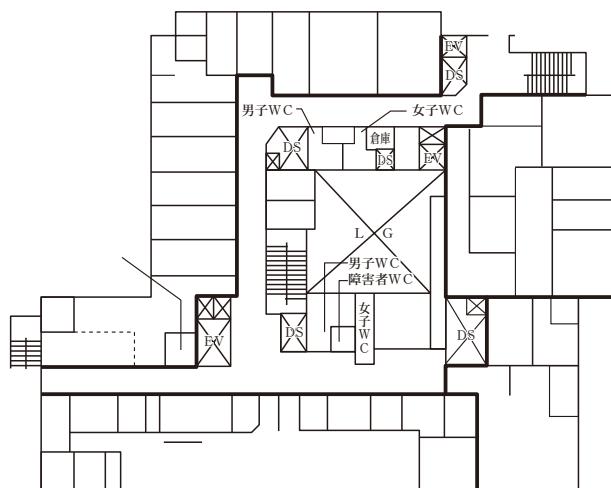
1階



2階

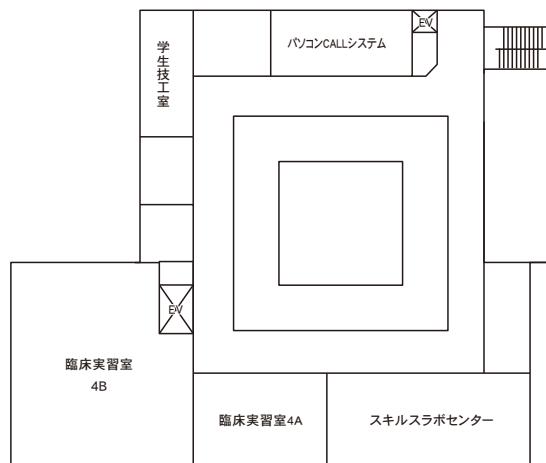


3階

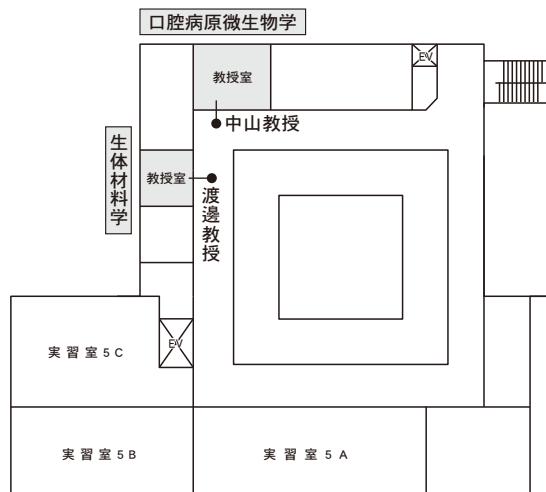


(2) のつづき (4階～6階)

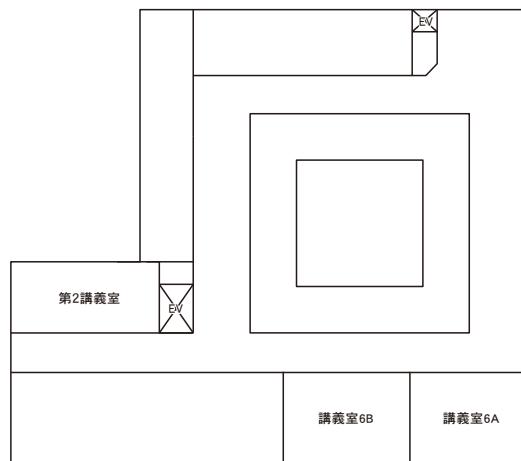
4階



5階

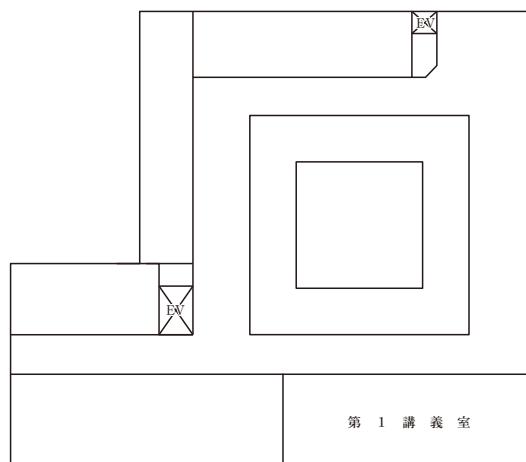


6階

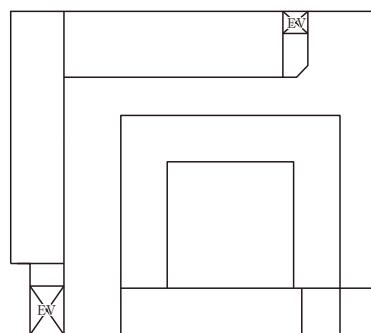


(2)のつづき(7階～8階)

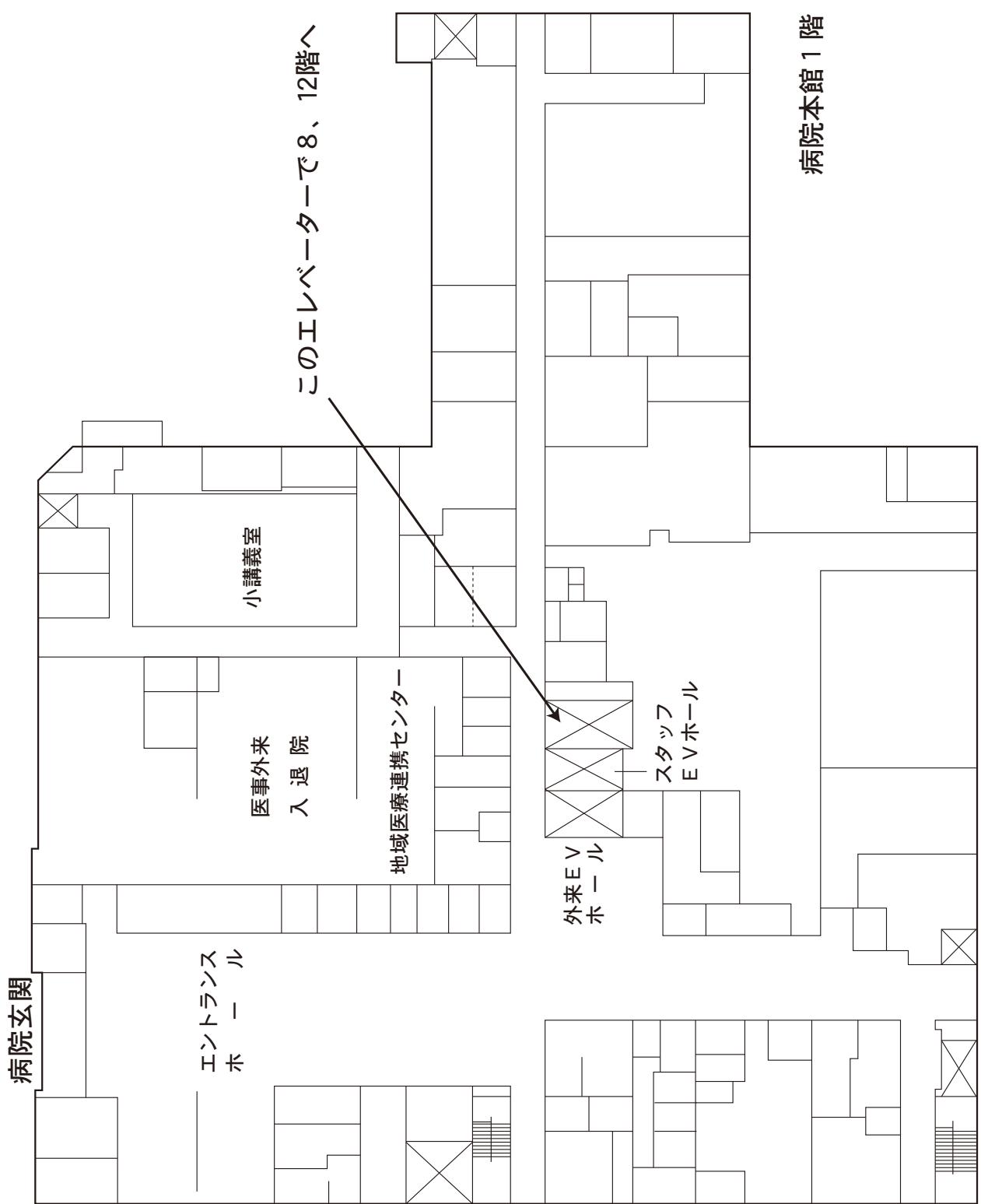
7階

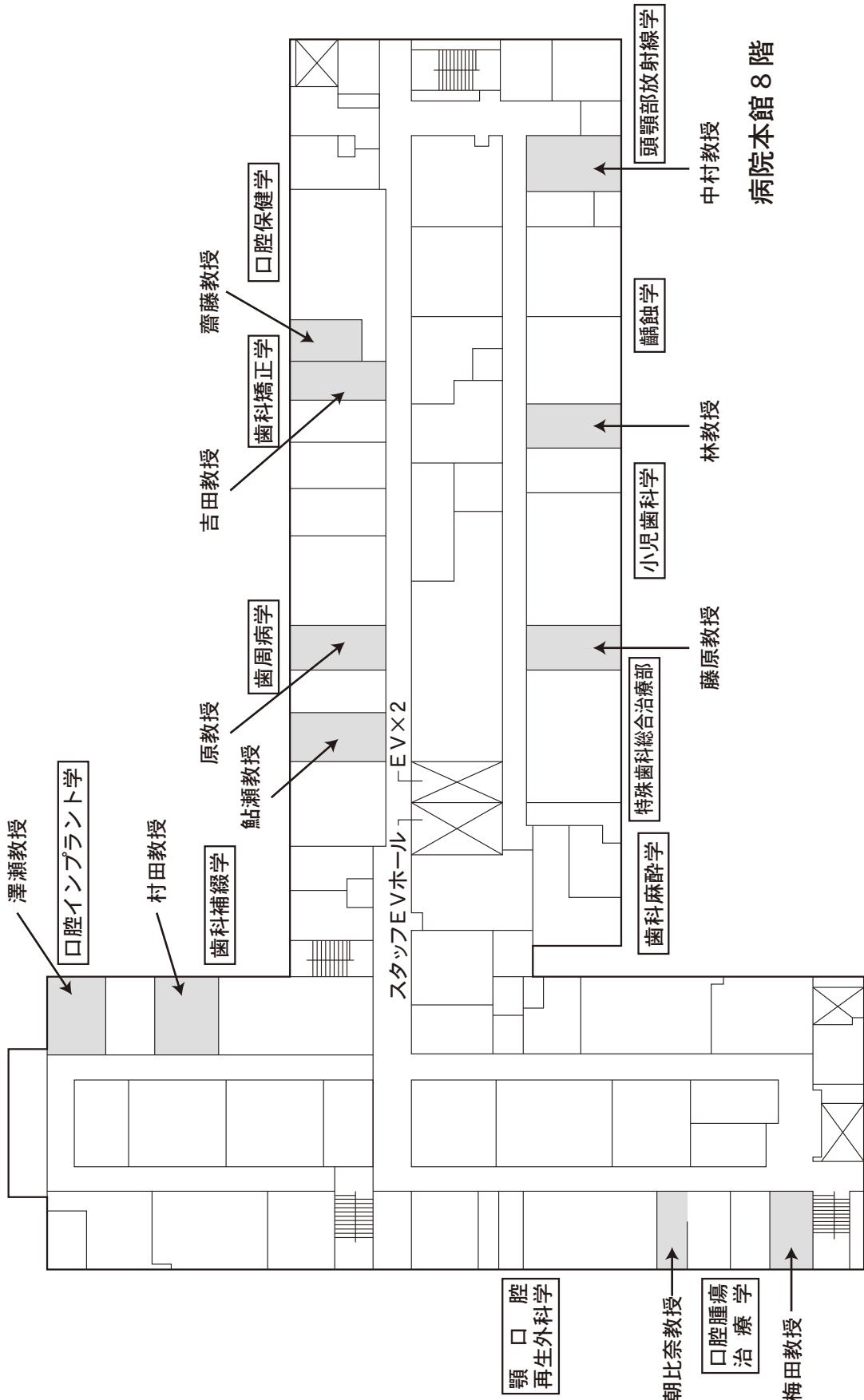


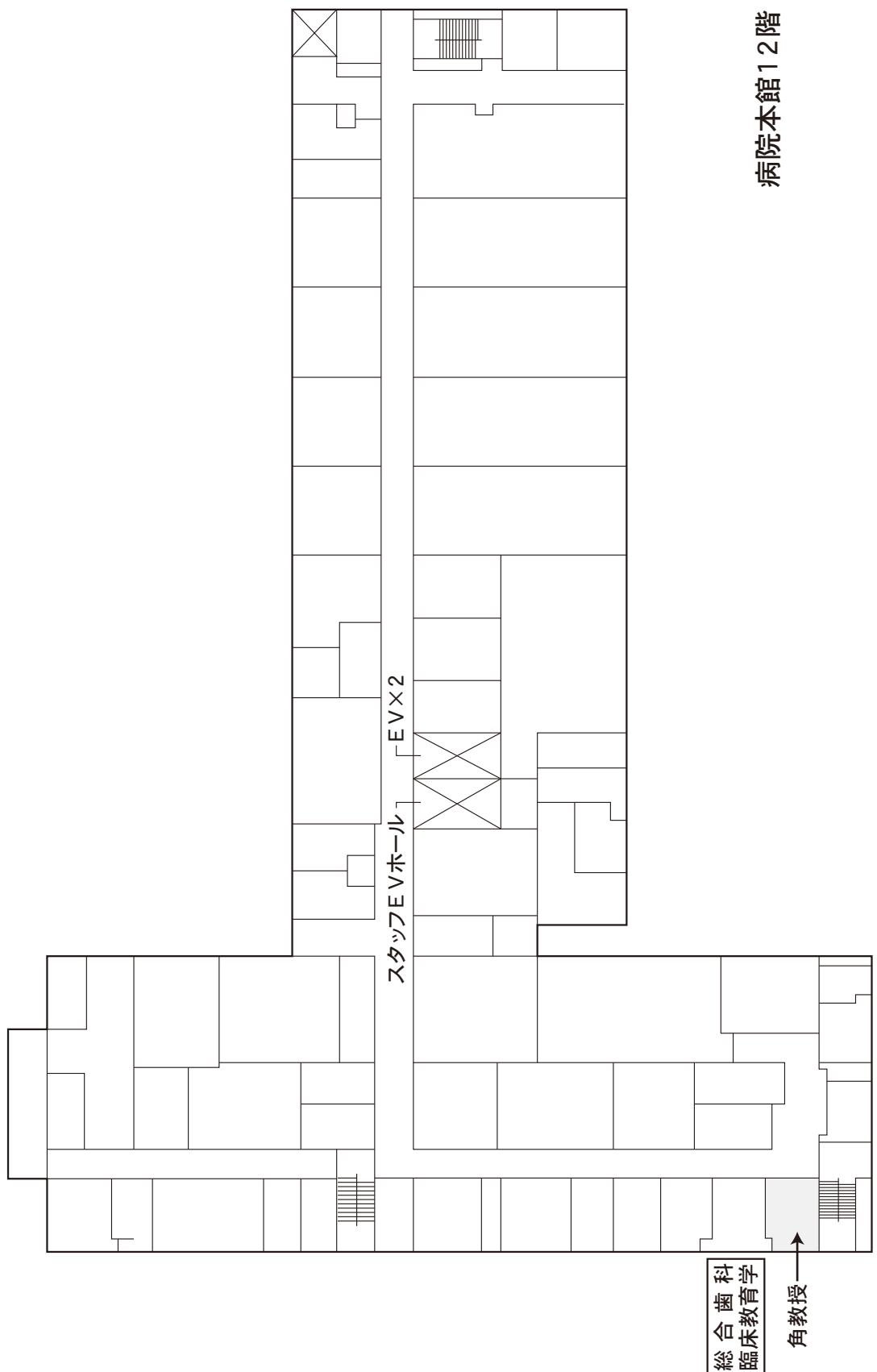
8階



病院本館 平面図（1、8、12階）

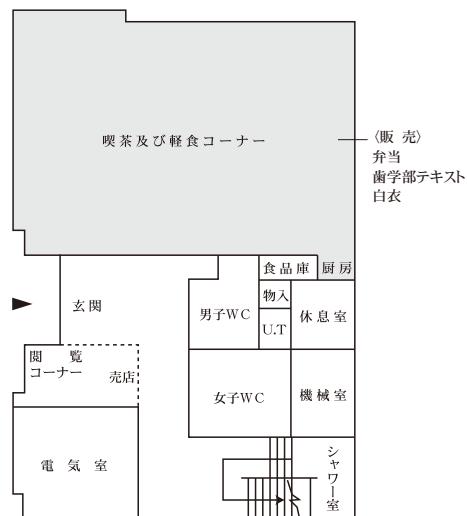




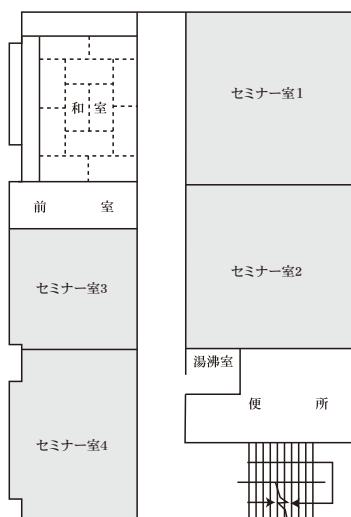


(3) 歯学部福利厚生施設 平面図(1階～3階)

1階



2階



3階



学生便覧

2016
Nagasaki
University
School
of
Dentistry